高松市埋蔵文化財調査報告第３３集

弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡

# 発掘調査概報 Ⅱ

第２次弘福寺領田図調査事業に伴う調査概要

平成９年３月
高松市教育委員会

# はじめに

昨今，毎日のようにさまざまな遺跡調査のニュースがマスコミを賑わし，私たちに歴史への興味とロマンを掻き立ててくれます。それらの中には，昨日までの教科書的な歴史常識を180度転換するような新発見も少なくありません。四半世紀前の，毛皮をまとい，石槍を手に鹿や猪を追っているような縄文人のイメージは，三内丸山遺跡などの新発見によって現在どれほど彩り鮮やかで生活感にあふれたものに変わったことでしょう。

それにしても，吉野ヶ里遺跡にせよ三内丸山遺跡，加茂岩倉遺跡にせよ，これまでいわゆる教科書の歴史から見れば地方としてあまり表に出てこなかった地域にこれほどのものが眠っていようとは，いまさらながらわが国の文化の奥深さに驚きと畏敬の念を禁じ得ません。

地方の時代が叫ばれる昨今，これら全国からもたらされる考古学の情報はわが国の歴史に厚みを増すとともに地域文化の多様性に一層の広がりをもたせてくれます。まさに，歴史も時代も地方から中央へといったところでしょうか。

さて，本書に名を冠する「弘福寺」は天智朝から奈良時代にかけて興隆をきわめた大和屈指の官大寺で，「弘福寺領讃岐国山田郡田図」は，この弘福寺が讃岐の国に領有した荘園の様子を描いた，わが国最古の荘園絵図として重要文化財の指定も受けている貴重なものでございます。そして，本事業はこの田図の推定地が高松市木太町，林町に推定されていることから，この比定地の調査をとおして当時の都と讃岐の政治，経済，文化の交流を考えてまいろうとするものです。

平成７年度の調査では，従来の比定地近辺の発掘調査に加えて，時の政府が地方行政の大動脈として整備を進めた官道（南海道）の推定地にも発掘調査を実施することができ，古代高松の社会を見る視野が些かなりとも広がったと考えております。

最後に，調査にあたり御指導御助言をいただいた文化庁ならびに香川県教育委員会，弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員各位，発掘調査地所有者をはじめとする関係者に厚くお礼申しあげます。

平成　９年　３月

高松市教育委員会
教育長　山口　寮弐

# 凡　例

1．本書は，高松市教育委員会が国庫補助事業（県費補助を含む）として平成６年度から実施している「第２次弘福寺領田図調査事業」の平成７年度調査分の概要報告である。

2．本書では，高松市教育委員会が「第２次弘福寺領田図調査事業」以前に国庫補助事業（県費補助を含む）として実施した，「太田地区周辺詳細遺跡分布調査事業」ならびに「弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業」の成果にも必要に応じて言及している。

3．本書の構成上必要なため，「周辺遺跡の概要」の項には平成８年度分の調査成果も一部掲載した。

4．本事業の計画および実施にあたっては，文化庁文化財保護部記念物課　井上和人文化財調査官の御指導をいただいた。

5．本事業の実施にあたって「弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会」を組織した。委員会の構成は下記のとおりである。

| | 氏　名 | 職　名 | 専攻等 |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 木原　溥幸 | 香川大学教育学部教授 | 日本近世史 |
| 副委員長 | 山口　寮弐 | 高松市教育委員会教育長 | |
| 委員 | 石上　英一 | 東京大学史料編さん所教授 | 日本古代史 |
| 委員 | 稲田　道彦 | 香川大学教育学部助教授 | 人文地理 |
| 委員 | 内田　忠賢 | お茶の水女子大学文教育学部助教授 | 地理・民俗 |
| 委員 | 金田　章裕 | 京都大学文学部教授 | 歴史地理 |
| 委員 | 工楽　善通 | 奈良国立文化財研究所<br>埋蔵文化財センター長 | 考古学 |
| 委員 | 権藤　典明 | 高松工業高等専門学校助教授 | 地理・水利 |
| 委員 | 新見　治 | 香川大学教育学部教授 | 自然地理 |
| 委員 | 高橋　学 | 立命館大学理工学部助教授 | 地形変遷 |
| 委員 | 田中　健二 | 香川大学教育学部教授 | 日本中世史 |
| 委員 | 外山　秀一 | 皇学館大学文学部助教授 | 地理・分析 |
| 委員 | 丹羽　佑一 | 香川大学経済学部教授 | 考古学 |
| 委員 | 山中　敏史 | 奈良国立文化財研究所<br>集落遺跡研究室長 | 考古学 |
| 調査員 | 山本　英之 | 高松市教育委員会文化振興課主任主事 | 市担当者 |

（委員の職名は平成７年時）

6．調査にあたっては，香川県教育委員会の御指導を得た。

7．発掘調査を実施した土地と所有者の方々は次のとおりである。

高松市三谷町1060番地・1089番地1　村上　辰雄

高松市多肥上町1374番地1・1375番地1・1376番地1　島田　潤子

高松市多肥上町1385番地・1386番地1・1387番地1　穴吹　アサ子

8．事業担当課は教育委員会文化部文化振興課で，このうち調査委員会以外の関係者は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 文化部長 | 宮内　秀起 | |
| 文化部次長 | 中村　榮治 | |
| 文化振興課長 | 中村　榮治 | （事務取扱） |
| 文化振興課長補佐 | 藤田　容三 | （平成７年度） |
| 文化振興課長補佐 | 立岩　伊佐子 | （平成８年度） |
| 文化財係長 | 藤井　雄三 | （平成７年度） |
| 文化財係長 | 岡田　眞介 | （平成８年度） |
| 文化財係主査 | 納田　敏雄 | |
| 文化財係主事 | 国方　菜緒子 | （平成７年度） |
| 文化財係主事 | 山元　敏裕 | |
| 文化財係主事 | 長樂　佳明 | |
| 文化財係主事 | 大嶋　和則 | |
| 文化財係員 | 佐田　和也 | （平成８年度） |

9．本書の執筆は，第1～3章までを山本，第4章を各調査担当委員が行った。各論の分責は文頭に示した。

10．本書の編集は，山本が行った。

11．本書第1図「周辺遺跡分布地図」の作成にあたり，国土地理院発行1/50,000地形図「高松」「高松南部」「玉野」「丸亀」を使用した。

12．本事業の実施にあたり，地権者・委員各位に別して多くの地元関係者，関係機関にお世話になりました。記して謝意を表するものである。

弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅱ

本 文 目 次


第１章　調査に至る経緯 …… 1
　第１節　調査の経緯 …… 1
　第２節　調査の経過 …… 1

第２章　周囲の環境 …… 3
　第１節　地理的環境 …… 3
　第２節　歴史的環境 …… 4

第３章　発掘調査の概要 …… 7
　第１節　南海道推定地の調査 …… 7
　第２節　山田香川郡界線推定地の調査 …… 14
　第３節　調査のまとめ …… 21

第４章　各　論 …… 22
　第１節　讃岐国山田郡・香川郡における南海道 …… 22
　第２節　ムラの空間構成(2)：高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク
　　調査を中心に …… 29
　第３節　熊野神社所蔵大般若経紙背文書の多配郷関係文書について …… 38

## 挿図目次


第1図　周辺遺跡分布図 …… 4
第2図　南海道調査区周辺地図 …… 7
第3図　南海道調査区周辺地形図 …… 8
第4図　南海道調査区第1トレンチ土層図 …… 9
第5図　南海道調査区第2トレンチ土層図 …… 10
第6図　南海道調査区遺構図 …… 12
第7図　山田香川郡界線調査区周辺地図 …… 14
第8図　山田香川郡界線調査区周辺地形図 …… 15
第9図　山田香川郡界線調査区土層図 …… 17
第10図　山田香川郡界線調査区遺構配置図 …… 19
第11図　弘福寺領田図比定地第Ⅲ地点土層図 …… 20
第12図　南海道幅員想定図 …… 20
第13図　古代と近世の南海道 …… 22
第14図　空中写真に見られる道路痕跡 …… 25
第15図　調査地域 …… 29
第16図　岡本町 …… 30
第17図　西山崎町 …… 31
第18図　中間町 …… 33
第19図　御厩町 …… 34
第20図　集落名 …… 35
第21図　小字名 …… 36
第22図　地神塔の分布 …… 36
第23図　免の復原 …… 37
第24図　沙弥某下文案 …… 39
第25図　讃岐国多配郷公文源兼尚重申状 …… 43


## 挿表目次


第1表　南海道の推定道幅 …… 27


## 写真図版目次


図版1－1　南海道調査区第1トレンチ全景
図版1－2　南海道調査区第1トレンチ土層
図版2－1　南海道調査区第2トレンチ全景
図版2－2　南海道調査区第2トレンチ土層（北半）
図版3－1　南海道調査区第2トレンチ土層（南半）
図版3－2　溝状遺構完掘全景
図版4－1　山田香川郡界線調査区完掘全景
図版4－2　山田香川郡界線調査区土層図（SD01）
図版5－1　山田香川郡界線調査区土層図（畦畔断面）
図版5－2　山田香川郡界線調査区土層図（SD03）
図版6－1　山田香川郡界線調査区確認トレンチ全景

# 第1章　調査に至る経緯

## 第1節　調査の経緯

高松市教育委員会では，これまでに弘福寺領讃岐国山田郡田図に関する調査事業として，『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業』（昭和61年度）ならびに『弘福寺領田図関係遺跡発掘調査事業』（昭和62～平成3年度）を文化庁ならびに香川県教育委員会の理解と指導の下に実施してきた。
これらの事業の経緯と経過については，それぞれの調査報告ならびに概要報告に詳しく，前年度に刊行した本調査事業の初年次概報の冒頭にも概略として触れているのでそれらに譲ることとする。

『弘福寺領田図関係遺跡発掘調査事業』の終了後1年を経ずして，今度は田図比定地南地区周辺に旧高松空港再開発事業，特別養護老人ホームの建設計画，市道整備など新たな開発の波が押し寄せ始めた。これを契機として実施の運びとなったのが今次の弘福寺領田図調査事業である。事業に際しては前回の調査委員に中世史・歴史考古学・民俗分野を専門とする4名を加えた調査委員会を改めて組織した。これは，1次調査の際に地名・民間信仰・地域社会などの民俗データの収集が手薄であったという反省と，第2次調査の目的として，弘福寺領田図あるいは田図比定地といった対象を調査の核としてより時間的，空間的により広がりをもった調査を行うことで，田図作成・寺領経営の時代背景を明らかにするとともに，それらの実態を地域史の中に位置付けることをねらったものである。こうして平成5年度に準備作業として委員会を組織し，翌平成6年度から5年間の予定で本格的に事業を展開している。本概報に収めたのはこの2年次目，平成7年度の発掘調査（高松市三谷町内の南海道推定地，同多肥上町内の山田香川郡界線推定地）をはじめとする事業成果の概要である。

## 第2節　調査の経過

平成7年度事業の実施の経過については以下のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 平成7年 | 7月27日 | 弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催 |
| | 8月5日 | |
| | ～9日 | 内田・稲田委員聞き取り調査実施（円座・西山崎地区） |
| | 12月4日 | 南海道推定地（高松市三谷町）発掘調査着手 |
| | 17日 | 高橋委員現地調査 |
| | 22日 | 山田香川郡界線推定地第1地点（高松市多肥上町）発掘調査着手 |
| | | 調査区全域に現代の撹乱を確認したため調査放棄 |
| | 25日 | 金田委員・山中委員現地調査 |
| 平成8年 | 1月5日 | 石上委員現地調査 |
| | 20日 | 外山委員現地調査・花粉分析等土壌サンプル採取 |
| | 2月3日 | 石上委員・金田委員現地調査 |
| | 6日 | 山田香川郡界線推定地第2地点（高松市多肥上町）発掘調査着手 |
| | 3月1日 | 発掘調査成果等検討会 |
| | 31日 | 発掘現場復旧完了 |

参考文献

『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』高松市教育委員会　1987年
『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ　高松市教育委員会　1988年
『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅱ　高松市教育委員会　1989年
『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅲ　高松市教育委員会　1990年
『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅳ　高松市教育委員会　1993年
『讃岐国弘福寺領の調査』　高松市教育委員会　1992年
『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報』Ⅰ　高松市教育委員会　1996年

# 第2章　周囲の環境

## 第1節　地理的環境

高松平野は，香川県のほぼ中央部で瀬戸内海沿岸に位置する沖積平野で，西を五色台山塊，南を口山，上佐山，東を立石山，雲附山等に遮られており，南北約20km，東西約16kmを測る。

平野の境界を画する低位山塊及び屋島，紫雲山等の独立山塊は，侵食の容易な花崗岩層（三豊層群）が風化侵食に抵抗の強い安山岩層に覆われたことによって侵食解析から取り残されて形成されたメサまたはビュートと呼ばれるもので讃岐ののどかな田園風景の象徴の一つである。

高松平野には，西から本津川，香東川，春日川，新川といった河川が北流しているが，中でも香東川が平野の形成にもっとも大きな影響を及ぼしており，現在の春日川以西の大部分は香東川によって形成された沖積平野といわれている。

現在石清尾山塊の西を直線に北流する香東川は，17世紀はじめの河川改修によって人工的に開削されたもので，それ以前には現在の香川町大野付近から東へ分岐した後，石清尾山塊の南側を回り込んで平野中央部を東北流するもう一本の主流路が存在していた。この旧流路は，現在では水田及び市街地の地下に埋没してしまっているが，空中写真等から，林町から木太町へかけての分ヶ池，下池，長池，大池，ガラ池を結ぶ流路等数本の旧河道が知られており，発掘調査によってもその痕跡が確認されている。なお，17世紀の廃川直前の流路は御坊川としてその名残をとどめている。

これらのため池は，年間1000mm前後と降水量に乏しい讃岐平野において農業用水確保のために不可欠のものであるが，林，多肥地区周辺では扇状地末端部に当たることから，ため池に加えて出水と呼ばれる自噴地下水脈の利用が盛んで，両者を併用した特徴的な配水網と厳格な水利慣行を伝えてきた。しかし，昭和50年の香川用水の通水によって，この一帯は三郎池の受益範囲に取り込まれ，農業用水確保の不安が払拭された反面，大池，長池等のため池が三郎池の子池となり，地元水源を核とした水利慣行が急激に消滅するとともに，ため池や出水の水源自体もその役割を失いつつある。

遺跡分布地図地名表

1　北大塚古墳
2　鏡塚古墳
3　石船塚古墳
4　姫塚古墳
5　鶴尾神社４号墳
6　天満・宮西遺跡
7　松縄下所遺跡
8　キモンド一遺跡
9　大池遺跡
10　弘福寺領田図北地区比定地遺跡
11　上天神遺跡
12　太田下須川遺跡
13　鮭股遺跡
14　居石遺跡
15　井手東Ⅰ遺跡
16　井手東Ⅱ遺跡
17　浴・長池Ⅱ遺跡
18　浴・長池遺跡
19　浴・松ノ木遺跡
20　林坊城遺跡
21　凹原遺跡
22　日暮・松林遺跡
23　多肥松林遺跡
24　松林遺跡
25　多肥廃寺
26　宮尻上遺跡
（弘福寺領田図南地区比定地）
27　弘福寺領田図南地区比定地遺跡
28　一角遺跡
29　宮西・一角遺跡
30　空港跡地遺跡（亀の町地区Ⅰ）
31　空港跡地遺跡（亀の町地区Ⅱ）
32　空港跡地遺跡
33　拝師廃寺
34　南海道推定地遺跡
35　高野丸山古墳
36　高野廃寺
37　雨山南遺跡
38　小谷山（瘤山）１号墳
39　平石上２号墳
40　矢野亜古墳
41　三谷三郎池西岸窯跡
42　三谷石船古墳
43　石船池古墳群
44　川南西遺跡
45　川南東遺跡
46　新田木村遺跡
47　小山南谷遺跡
48　小山古墳
49　山下廃寺
50　山下古墳
51　久本古墳
52　諏訪神社本殿裏古墳
53　諏訪神社古墳
54　久米池南遺跡
55　高松市茶臼山古墳
56　高松茶臼山古墳群
57　東山崎・水田遺跡

## 第２節　　歴史的環境

高松平野では，石清尾山古墳群，高松茶臼山古墳などを初めとする丘陵部の古墳の状況については比較的早くから知られていたが，平地部では天満遺跡など二，三が知られるのみで長く遺跡の空白地帯となっていた。しかし，昭和60年代に入って高松東道路建設，太田第２土地区画整理事業，空港跡地再開発などの大規模プロジェクトに伴い埋蔵文化財の確認調査ならびに事前発掘の件数が増大したことによって遺跡数は飛躍的に増大しつつある。また新たな遺跡の発見とあわせて，香東川の旧河道が平野の形成に大きな影響を及ぼしていた事実も次第に明らかになってきた。今後，未確認遺跡の把握と保護に加えてこれまでの調査成果を時間的，空間的に結びつけて高松平野の歴史環境の変遷を復原する作業が新たに必要になってきている。

第１図　周辺遺跡分布図

高松平野で最古の遺跡は旧石器時代に遡る。平野縁辺の低丘陵部で久米池南遺跡（東山崎町），雨山南遺跡（三谷町）等の遺跡が知られるが，いずれも表採や混入によると見られる状況を示す。中間西井坪遺跡（中間町）では高松自動車道の事前調査によってＡＴ火山灰層上層からナイフ形石器が出土している。

縄文時代では，大池遺跡（木太町）で草創期と見られる有舌尖頭器２点の表採が報告されている。

また，近年平野部の発掘調査によって縄文晩期を中心とした遺跡出土例の増加が特筆され，林・坊城遺跡，浴・松ノ木遺跡，浴・長池遺跡，浴・長池Ⅱ遺跡，井手東Ⅰ遺跡，井手東Ⅱ遺跡，居石遺跡，上天神遺跡等を数えることができる。これらの多くは旧河道等の堆積から遺物の出土が確認されたものであるが，井手東Ⅰ遺跡では遺物の確認はなかったものの，地表下約70cmから赤ホヤの堆積層が確認されており縄文中期の高松平野の形成過程をうかがうことができる。

弥生時代前期に移ると，天満・宮西遺跡，松縄下所遺跡，大池遺跡，空港跡地遺跡，宮西・一角遺跡，浴・松ノ木遺跡，浴・長池遺跡，浴・長池Ⅱ遺跡，弘福寺領田図北地区比定地遺跡等が挙げられる。浴・長池遺跡，浴・長池Ⅱ遺跡，弘福寺領田図北地区比定地遺跡ではこの時期に10m²前後の方形に整然と区画された水田面が出土しているが，それ以外では遺物廃棄（埋納）土坑や河川堆積の包含遺物など遺物を中心とした確認例が多く，集落などが明確に把握できている事例は見られない。

中期になると，平野部では浴・長池遺跡，浴・長池Ⅱ遺跡，井手東Ⅰ遺跡，多肥松林遺跡，日暮・松林遺跡で住居跡，周溝墓等を伴う集落の一部が調査されているが，規模・密度は総じて希薄である。また，中期後半になると久米池南遺跡など平野縁辺部や丘陵上に高地性集落が営まれるようになる。

弥生時代後期になると遺跡は数，規模共に爆発的に増加し，平野部では上天神遺跡，天満・宮西遺跡，門原遺跡，空港跡地遺跡のように十数棟の住居跡と大量の廃棄土器を伴う集落の他に太田下須川遺跡，蛙股遺跡，キモンドー遺跡，日暮・松林遺跡，井手東Ⅰ遺跡がある。丘陵部では，香川県の弥生後期の標識遺跡として著名な大空遺跡が平野東部に存在する。

古墳時代では，これら弥生後期の遺跡のうち上天神遺跡，門原遺跡，空港跡地遺跡が古墳時代初頭に至るまで集落が存続することが知られており，太田下須川遺跡では古墳時代中期の集落を，日暮・松林遺跡では河川堆積の包含層中から須恵器を中心とした古墳時代後期の遺物群を検出している。さらに生産関連の遺跡としては浴・松ノ木遺跡の水田跡，三谷三郎池の須恵器窯跡，中間・西井坪遺跡の土師質陶棺焼成土坑が知られ，古墳時代全般を通じて集落・生産遺跡の遺跡数は希薄である。このことは古墳の造営が全市域的に盛んであるのと対照をなしており今後古墳の造営母体となるべき集落域の解明が重要な課題となるものと思われる。

古墳の分布状況を概観すると，発生期と考えられる諏訪神社墳丘墓，鶴尾神社４号墳を皮切りに，石清尾山塊では猫塚，石船塚等の積石塚から成る石清尾山古墳群，三谷地区では小日山１・２号墳，前田地区では高松市茶臼山古墳，下笠居地区では横立山経塚古墳等が築造され，その後ほぼ古墳時代全期間を通じて地域単位で断続的に展開している。

石清尾山古墳群では頂上部の尾根筋を中心とした前期の積石塚の築造が途絶えて100年以上の断絶を経た後，南山浦古墳群，浄願寺山古墳群等の盛り土の群集墳が爆発的な盛行を見るし，三谷地区では小日山１・２号墳に続いて割竹形石棺をもつ全長88mの前方後円墳である三谷石船古墳，直径42mを測り周縁を巡らせる円墳の高野丸山古墳が中期に，そして後期には平石上２号墳，矢野面古墳，犬の馬場古墳，石船池古墳群といった古墳につながって行く。前田地区でも同様に高松市茶臼山古墳に続いて，前期から中期にかけての茶臼山古墳群，諏訪神社古墳，後期の久本古墳，小山古墳，山下古墳，瀧本神社古墳，岡山小古墳群，平尾古墳群といった古墳が引き続いて築かれている。

また，鬼無地区では前期末から中期初頭と見られるかしが谷２号墳をはじめとして組合式の土師質陶棺を出土した中期前方後円墳の今岡古墳，巨石積みの横穴式石室を主体部にもつ古宮古墳，平木１号墳等からなる神高池古墳群へと続いている。なお，先述の土師質陶棺の焼成坑を検出した中間西井坪遺跡は本津川沿いに鬼無地区の上流にあたり，西山崎町の本堀寺北古墳でも埴輪円筒棺の出土が伝えられていることから本津川を介した物資や情報の流通が想像できる。

屋島地区でも，瀬戸内海を見渡す丘陵上に位置する長崎鼻古墳をはじめ浜北古墳群，中筋古墳群，金比羅神社古墳群，東山地古墳群などが知られている。未調査で時期の確定を見ないものも含まれるが，平野周辺部の地域単位よりもなお閉鎖性の強いであろう島嶼部の古墳群という点で，また生産基盤としての耕作地をもたないという点においても注目される地域である。

古代では条里遺構と古代寺院跡が注目される。溜・長池遺跡，溜・松ノ木遺跡，溜・長池Ⅱ遺跡，井手東Ⅰ遺跡，蛙股遺跡，上天神遺跡，凹原遺跡，松縄下所遺跡，空港跡地遺跡，宮西・一角遺跡，日暮・松林遺跡等で条里界線にあたるとおもわれる遺構を検出している。遺構の多くは古いものでも平安時代から鎌倉時代，多くは近世以降の遺物を含み一般に条里の施工期とされる奈良時代とは時期的に隔たっているが，溝の存続期間と遺構としての埋没時期の関係など，検討すべき多くの問題をはらんでいる。

中でも，松縄下所遺跡は現地表面の条里とは10数メートルずれた位置にありながら地表条里と同方向の道路側溝状の遺構を検出し，時期も７世紀代にまで遡り得るなど高松平野の条里施工に関わる可能性がある重要な遺跡である。また，溜・長池Ⅱ遺跡の条里界線も旧郡界線にあたる部分に幅６ｍの間隔で道路側溝状の溝が並行し，空港跡地遺跡亀の町地区においても現在の畦道の延長として幅３～４ｍの道路側溝状の並行溝が検出されており，12世紀代の遺物が出土している。

古代寺院跡では宝寿寺跡，山下廃寺，下司廃寺，高野廃寺，拝師廃寺，坂田廃寺，多肥廃寺，勝賀廃寺などが知られている。正式の発掘調査を経たものがなく，伽藍配置などの具体的な様子の判るものはないが一様に瓦の散布が見られる。宝寿寺跡，下司廃寺では塔礎石が現存し，坂田廃寺，高野廃寺では建物礎石が転用材として散布している。また，坂田廃寺では過去に金銅釈迦誕生仏の出土を見たほか最近の調査で背後の谷斜面から坂田廃寺に瓦を供給したと見られる片山池１号窯跡が確認された。

これら寺院跡の中のいくつかは地域単位の後期古墳群の分布と一致する傾向が強いことから，古墳時代後期から古代への転換期に地域単位の造墓集団が寺院建築への転向を図ったものと考えられる。

坂田廃寺が所在する香川郡坂田郷には，日本霊異記にも在地の縁氏の話としての仏教説話が伝えられており早くから仏教の受容が進んでいたことを示している。

中近世以降では，東道路関連の溜・長池遺跡，溜・松ノ木遺跡，弘福寺領讃岐国山田郡田図北地区比定地等で，旧河道が埋没していく過程の凹地に小規模な区画の水田面が出土しており，その後現在に至るまで連続して水田層の堆積が見られることから，この時期までに現在の地形環境がほぼ形作られていたことが推測される。また，東山崎・水田遺跡，川南東遺跡では春日川の氾濫による洪水砂層上に営まれた近世集落跡や耕土層が発掘され，豊富な木製品が発見されているほか，現高松市美術館の紺屋町遺跡でも近世の陶磁器や木簡が出土し，玉藻町の高松城東ノ丸跡でも寛永年間の東の丸造営以降の石垣や建物礎石の遺構が出土し，往時の城下町の一端を窺うことができる。

# 第３章　発掘調査の概要
## 第１節　南海道推定地の調査

１　調査区の位置

南海道推定地として調査地点に選定した三谷町1060番地は，三木町白山南麓と高松市加賀山北麓を結ぶ現地表面での南海道推定線上に当たり，一部に南海道余剰帯と考えられる幅約10mの東西に帯状の地割を含んでいる。なお，同様の地割は南海道推定線上で三谷町西三谷，川島本町など数カ所にも断続的に認められる。

調査区は，春日川の支流である古川のさらに支流の小作川から西へ約30mの地点で，旧小作川が形成した高低差１mの段丘部分である。段丘上（西側）は，南北約10m，東西約20mの畑となっており，南海道余剰帯として認められる。畑のさらに西側も公道までの約30mが同様な幅員の畦道および用水路として伸びており，公道を隔てた東側にも幅員15m，東西約60mの帯状の水田区画が連続して認められる。

調査区は，段丘上の畑に南北に長く３×10m（第１トレンチ），段丘下の水田に同じく南北長に３×15m（第２トレンチ）の２本を設定した。

２　基本土層

上層は第１・２トレンチとも西側の断面を図化した。

第１トレンチでは，上層から，第１層現在の水田層，第２層花崗土客土層，第３～５層現代撹乱層

第２図　南海道調査区周辺地図（縮尺5,000分の１）

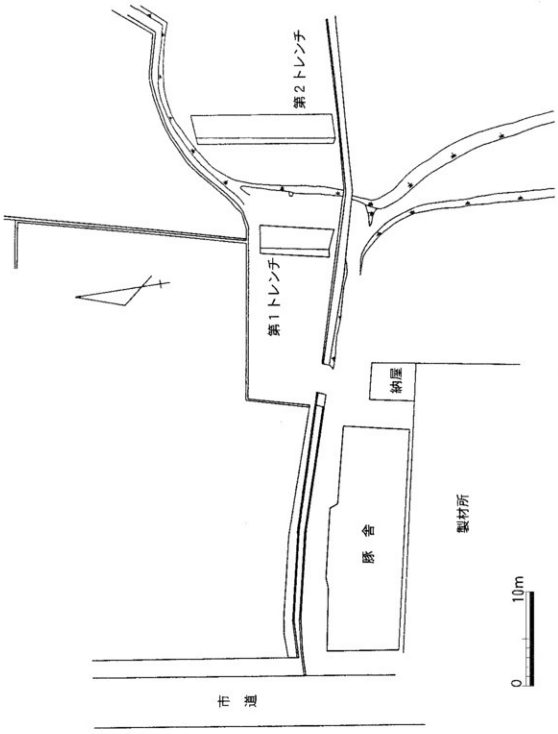


第3図　南海道調査区周辺地形図

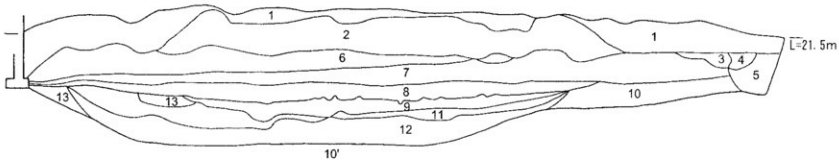


1 現耕作土
2 花崗土
3 撹乱(道路改良裏込)
4 〃 ( 〃 )
5 〃 ( 〃 )
6 〃 (現代客土)
7 灰色シルト質極細砂(Hue5Y5/1)
8 黄灰色シルト質極細砂(Hue2.5Y4/1)
9 暗青灰色シルト(Hue5PB4/2)
10 灰白色アルコース(地山花崗土)(Hue7.5Y8/1)
10' 〃 〃 (幾分に粘質を帯びる)
11 にぶい黄色細砂～シルト(Hue2.5Y6/3)
12 明黄褐色細砂(Hue2.5Y6/6)
13 灰褐色粗砂混シルト(Hue7.5YR5/2)

第4図 南海道調査区第1トレンチ土層図

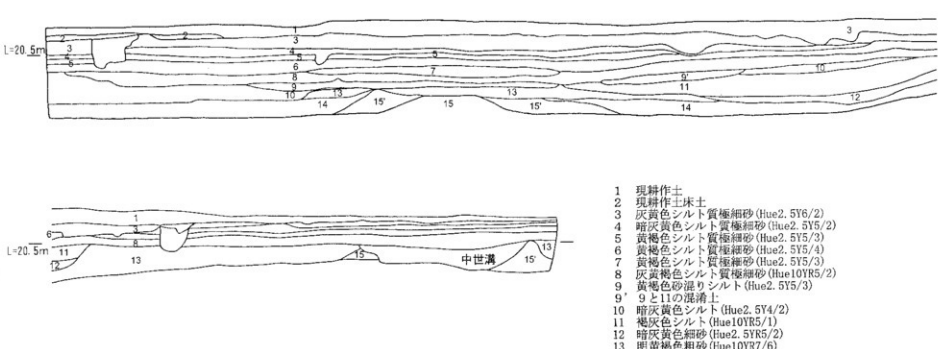


1 現耕作土
2 現耕作土床土
3 灰黄色シルト質極細砂(Hue2.5Y6/2)
4 暗灰黄色シルト質極細砂(Hue2.5Y5/2)
5 黄褐色シルト質極細砂(Hue2.5Y5/3)
6 黄褐色シルト質極細砂(Hue2.5Y5/4)
7 黄褐色シルト質極細砂(Hue2.5Y5/3)
8 灰黄褐色シルト質極細砂(Hue10YR5/2)
9 黄褐色砂混りシルト(Hue2.5Y5/3)
9' 9と11の混淆土
10 暗灰黄色シルト(Hue2.5Y4/2)
11 褐灰色シルト(Hue10YR5/1)
12 暗灰黄色細砂(Hue2.5Y5/2)
13 明黄褐色粗砂(Hue10YR7/6)
14 灰黄色シルト(Hue2.5Y7/2)
15 浅黄色地山花崗土(Hue2.5Y7/3)
15' 15よりさらに風化が進んだ地山花崗土

第５図　南海道調査区第２トレンチ土層図

（隣接の畦道並びにコンクリート畦畔改修の際の埋土とみられる），第６層現代客土，第７層灰色シルト質極細砂，第８層黄褐色シルト質細砂層（土壌化が未進行の洪水層），第９層暗青灰色シルト層（水田層），第10層（第10'層）風化花崗岩（地山層），第11層鈍い黄褐色砂質シルト，第12層明黄褐色細砂，第13層灰褐色粗砂混じりシルトの層序を示す。

第２～６層は，地権者によると昭和40年以降の小作川護岸工事や畦畔改修の際に盛り土嵩上げをしたということで，それ以前は段丘下位に近いレベルで帯状に湾入していたようである。

第７層は，現在の水田層に近い土質で客土嵩上げ前の耕作層と思われる。

第９層水田層は時期が不明確ながら上面に踏み込みによるような地表面の乱れが観察され，水田として利用のさなかに上層の第８層洪水砂によって被覆されたものと思われる。

第11～13層は洪水作用による不安定な堆積層と考えられる。

一方，第２トレンチは段丘下で小作川旧河道の範囲に含まれているため，第１トレンチとは全く違った層相を示し，洪水による影響を強く受けている様子が窺える。このため土層注記は第１トレンチとは別個に採番している。

基本土層としては上層から順に，第１層現耕水田層，第２層現耕水田層床土，第３層黄灰色シルト質極細砂，第４層暗灰黄色シルト質極細砂，第５層黄褐色シルト質極細砂，第６層黄褐色シルト質極細砂，第７層黄褐色シルト質極細砂，８層灰黄褐色シルト質極細砂，第９層黄褐色粗砂混じりシルト，第10層暗灰黄色シルト，第９'層は第９層と第10層の中間的特徴を示し，第11層褐灰色シルト，第12層暗灰黄色細砂，第13層明黄褐色粗砂，第14層灰黄色シルト，第15層浅黄色地山花崗土を示す。

第２～８層は中近世の耕作土層と考えられる。第９層は水田耕作層である。９'層とともに第１トレンチの第９層に対応するものと思われる。第10・11層の灰色シルト層は９層水田層と類似しているが，土壌化が進行していない洪水堆積層である。以下，12～14層は旧河道の影響が大きい洪水堆積層で，15層が最終基盤の風化花崗岩層である。なお，16層は褐色の粗砂礫を充塡する中世の溝状遺構の埋土であった。以上２ヶ所のトレンチで共通するのは，双方第９層の暗青灰色（褐灰色）水田層と，第１トレンチ10層および第２トレンチ14層の風化花崗岩基盤層の２層である。

### ３　遺構と遺物

調査の結果，遺構としては第１トレンチで第10(10')層風化花崗岩地山層が逆台形状に掘り割られた痕跡が確認できた。

掘り割りは，トレンチ西セクションによると，南肩（左）で第８層下面，北肩で第７層下面を検出面として第10(10')層花崗土地山層を切り込み，検出幅5.4ｍ，基底幅約３ｍ，深さ60㎝の逆台形を呈する。第８層は，土壌化が未進行の洪水砂層で遺物を包含しないため時期が明確でないが，第９層地表面の乱れを被覆していることから，第７層よりも第９層との時期関係が密接な堆積層であると判断される。

掘り割りの内部には第９，11，12層の３面の堆積が認められる。第９層は掘り割り内部の上面付近の南肩付近を除く幅約4.5ｍに最大で20㎝近くの厚さに堆積しており，両肩付近では層厚を減じて断面レンズ状を呈する。性格としては水田層とみられ，上面に幅，高さ（深さ）ともに５㎝程度の凹凸が８カ所認められる。上面精査によって帯状の広がりは確認できなかったため畦畔や溝のようなものではなく踏み込み等による表層の攪乱と思われる。須恵器甕口縁部片１点が出土しているが，小片のため時期の確定には至らなかった。

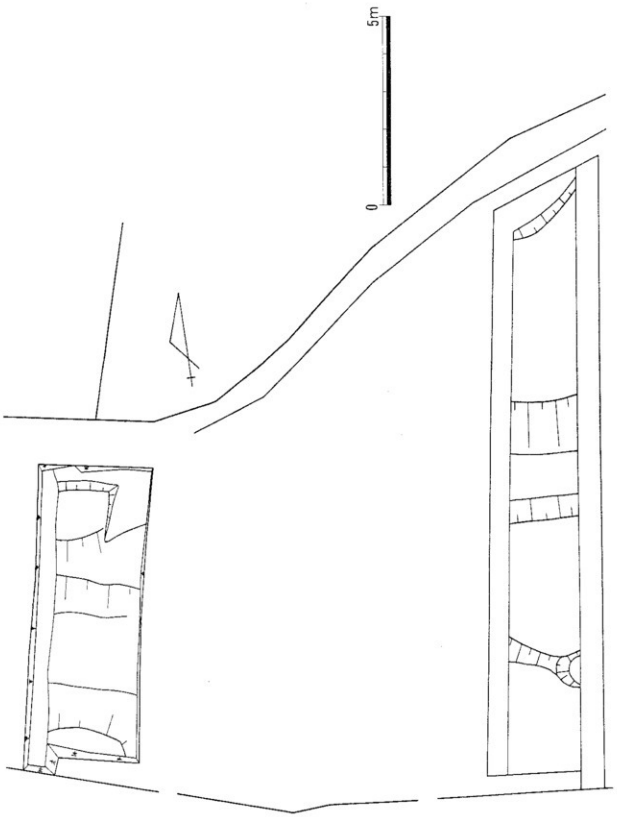


第６図　南海道調査区遺構図

第11，12層は第10層地山風化花崗岩層に近い性格を持っており，基本的には洪水堆積層と考えられる。洪水等によって斜面または上流の地山層が崩壊堆積したものか。いずれも土壌化の進行は顕著にはみられず遺物の包含もなかった。なお，第11層上面の南屑付近に浅くレンズ状に堆積する第13層が断面で確認されたが，面的な広がりについては明確にとらえられなかった。

第９層青灰色水田層を取り除いた段階で掘り割りの平面的な広がりを確認したところ，北側の落ち肩はトレンチにほぼ直交するＥ９°Ｓ方向で直線的に傾斜しており，南落ち肩もほぼ同方向を示すが，トレンチ東端でやや南東に転じて調査区外に逃げている。地山掘り割りの高低差は南屑で20cm前後，北肩は途中で若干傾斜の変換を持って30cm前後を有していた。掘り割り床面の高低差はトレンチ東西端で部分的に２～５cmの差はあるものの概して水平であった。これらトレンチの状況から，当該の掘り割り状の遺構は東西に切り通し状に連続するものと推定された。

一方，段丘崖の低位に位置する第２トレンチでは，中世並びに現代の溝跡各１条と第１トレンチ同様に地山を浅く掘り割った段差が確認された。

第２トレンチで地山と判断できる風化花崗岩層は，土層観察のための側溝でトレンチ中程で現地表下１m，トレンチ北端５mの部分では50cmの深さで確認できた。さらに南側では，幅３mのトレンチの西側崖寄りでは第１トレンチとよく似た地山層がほぼ水平に南へ伸びるのに対し，東側では地山層は次第に深く落ちてゆき，それも軟部が除かれて人頭大の花崗岩礫が累積しているような状況であった。地山岩礫層の上部は，西セクションでは土層図で第13・14層の洪水砂礫層が現地表下60～70cm（トレンチ北端では30cm前後）まで，東セクションでは同様な砂礫層がさらに複雑な布状の堆積層を形成しており，この上面が最終遺構面と確認できる状況であった。

第１トレンチの地山切り通しと対応すると考えられるのは，第２トレンチ北端から約５m部分にみられた第13層洪水砂礫層上面の段差である。

第14層上面は第２トレンチ北端で中世溝の掘り込み面となっており直上を近世耕作層に被覆されているが，西セクションでトレンチ北端から５mの地点で1.4mの間で深さ40cmの浅い斜面状の段差になっている。段差の下位は，段差直下がやや溝状に浅くえぐれ，約10cmの緩い高低差をもつもののほぼ平坦を保つ。特にトレンチ北端から7.8～12.1mの間は第14層上面に第13層の薄いレンズ状堆積がみられるためやや高まりとなっており，その南端は第13層分の厚みだけで10cm足らずの明確な段差をなしている。

第14(13)層の上面は灰色シルトが10～20cm堆積している。段差部分の堆積がレンズ状にもっとも厚く，全体を見通して５層（第９～12層）に細分できる。灰色シルト中もっとも上層の第９層は段差下段のほぼ中央部に厚さ10cm，幅2.7mにわたってレンズ状に水平堆積し，第１トレンチの第９層と同質の水田層と考えられる。第９層のすぐ北側には第９層よりやや土壌化が未発達な第９'層が1.5mの幅で段差の傾斜に影響されるようにやや北に高くレンズ状の堆積をなす。第10層は第９'層の北に続く部分に段差の傾斜面にかぶるように幅1.8m，厚さ約10cmにみられる箇所と，トレンチ南端からやや厚みを持って伸びてきて第13層の出現と置き換わってとぎれる部分の２カ所に認めることができる。第11層は段差際の浅い凹部を埋めるように厚いレンズ状に堆積し，ほとんど土壌化が進行していないと考えられる。第12層は同色の細砂層で第12層の下層に薄く堆積している。

## 第２節　　山田香川郡界線推定地の調査

１　調査区の位置

高松市多肥上町1386－1番地の水田に設定した。調査地点は，三谷町に所在する実相寺山または日山山頂から南海道に垂直に設定したと思われる山田香川郡界線の推定線上に位置している。現在でも高松市松縄町と木太町，伏石町と林町，多肥上・下町と上林・三谷町の町境をなす直線で，近世の香川・山田郡界線でもある。

当初発掘地点として選定した第７図第１地点は，調査の結果深くまで現代の撹乱がおよんでおり，条里遺構が残存している状況になかったため，急遽第２地点に発掘箇所を変更した。

調査区の属する水田は，桜木神社の北から下池の取水口に向かい北東に蛇行して流れる旧河道の流路の中に含まれ，周辺の旧河道外の水田とは高低差１ｍ程の段丘によって区切られている。調査区は水田南辺に，郡界線を分断できるように東西に長く設定し（25×８ｍ），南側セクションでの土層観察に基づいて順次拡張していった。

２　基本土層

基本土層として調査区南側溝の南壁の土層図を示した。第１層現耕作土に続く第２～第８層はいずれも灰黄色から黄灰色を呈するシルト質極細砂で，遺物の出土が希薄で時期が明確でないものの，概ね中世から近世以降の耕土層と考えられる。このうち，第７層の上面では水田畦畔が確認できた。

第10～第16層は弥生時代後期の自然流路の埋土で，黒色シルト系と灰色粗砂系の埋土がほぼ交互に堆積している。また，位置的には調査区東端の段丘直下と調査区中程やや西寄りの２ヶ所に３本の流

第７図　山田香川郡界線調査区周辺地図（縮尺5,000分の１）

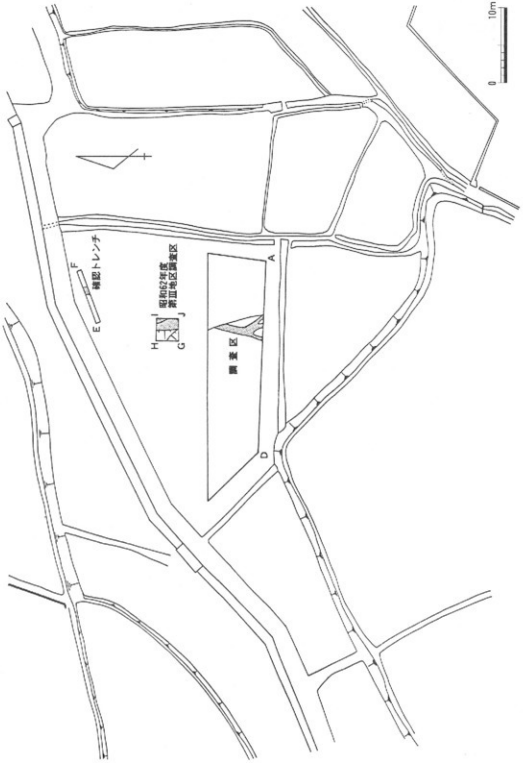


第8図　山田香川郡界線調査区周辺地形図

れとして見られ(SD01～03),双方とも谷地形の方向に沿って北東に延びていると考えられることから,人為的な遺構というよりはむしろ旧河道内の自然流路的な溝であると考えられる。

水田畦畔と自然流路の方向を確認するために,調査区から北へ約20mの地点に東西約７mのサブトレンチを設定して土層観察を行った。ほとんどの層が調査区南側溝の土層と対応関係を示し,７層に分層されたうちの最下層のみが弥生後期の自然流路の埋土と対応したほかは,いずれも中近世以降のものと考えられた。また,すべての層が比較的に起伏のない平坦な堆積をしており,畦畔の隆起や流路の切り込みが明瞭に見られなかったこともあって地形の細かい変化までは十分に把握できなかった。

3　遺構と遺物

遺構としては,弥生時代後期の溝状遺構３,時期不明（近世か）の水田畦畔１が確認されており,溝状遺構中からは弥生後期の甕の細片等数点が出土しているが図化には至らなかった。水田畦畔には時期を確定する遺物は伴っていない。弥生時代の溝状遺構は調査区西寄りで１本,同東寄りで２本が確認できた。前者は,旧河道の西肩の地山黄褐色砂質シルトを掘り込むもので,検出幅3.5m,深さ40cmを測り,黒色シルト埋土を充填して東北に流路を取る。後者は,調査区南辺の側溝部で２本が二股に分岐している。東側のものは旧河道東肩に沿って北東へ向かい,検出幅2.5m,深さ40cm,西側のものはほぼ北へ向かっている。埋土はいずれも黒色シルトと灰色粗砂が２～３層の互層になっており,１・２回の洪水によって埋積したものと考えられる。東端のSD01の東肩がやや抉れてほぼ垂直な切り込みを見せているが,谷状地形が北東から北へと方向を点ずる変換点に当たっているため,岸へ当たる水流の作用によって形成されたものと見られ,人為的な掘削によるものではないと考えられる。

水田畦畔は現地表下約40cm,第７層黄灰色シルト質細砂層の上面で検出され,検出幅は１m弱,盛り上がりは４cmほどである。平面的には調査区の東端近くを磁北から10°東に振った方向に直線的に伸び,トレンチ南側溝付近で熊手状に三つ又に分岐する。この地点で地形的に旧河道東岸にほぼ乗り上げるようになるため,その影響かとも考えられる。

水田畦畔の方向を確認するため水田北側筆界近くにサブトレンチを設定した。この結果,南側溝の水田層と同じ第７層の広がりは確認できたが,畦畔状の盛り上がりはみられなかった。
しかし,水田畦畔の推定延長上で第７層の下層に若干の円礫の集積が帯状にみられたため,水田畦畔と関わる一連の遺構と推定した。

この調査区で確認した水田畦畔は,南側溝で調査区東端から西へ約10mの地点にあり,方向も磁北から10°東を示すことから位置的には山田香川郡界推定線にほぼ一致する。しかし,かつてこの水田では昭和62年度の事業の際にも３×３mの確認トレンチを設定しており,その際に検出された南北方向の水田畦畔は,郡界線に想定した位置よりも西に寄っている。このため,今回の畦畔検出のみでは郡界線の位置を確定したとはいいがたく,今後ランドマークとしての郡界線の実体といったものも含めてさらに検討が必要と思われる。

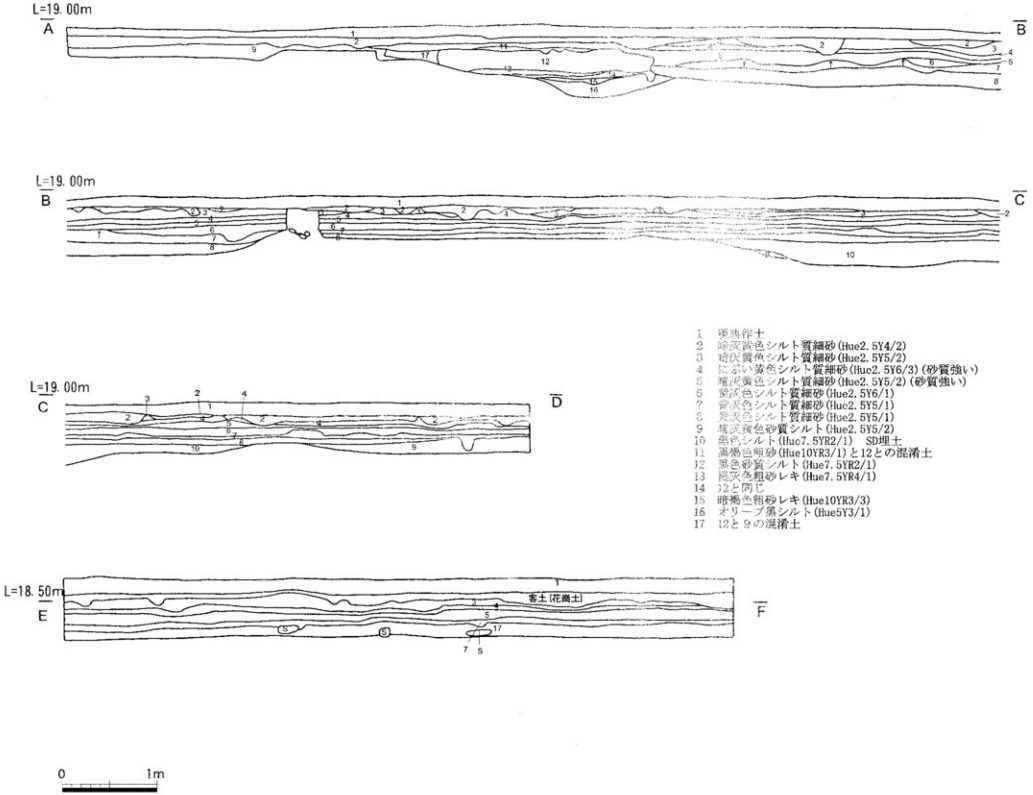


1 現地作土
2 暗灰黄色シルト質細砂(Hue2.5Y4/2)
3 暗灰黄色シルト質細砂(Hue2.5Y5/2)
4 にぶい黄色シルト質細砂(Hue2.5Y6/3)(砂質強い)
5 暗灰黄色シルト質細砂(Hue2.5Y5/2)(砂質強い)
6 黄灰色シルト質細砂(Hue2.5Y6/1)
7 黄灰色シルト質細砂(Hue2.5Y5/1)
8 黄灰色シルト質細砂(Hue2.5Y5/1)
9 暗灰黄色砂質シルト(Hue2.5Y5/2)
10 黒色シルト(Hue7.5YR2/1) SD埋土
11 黒褐色粗砂(Hue10YR3/1)と12との混淆土
12 黒色砂質シルト(Hue7.5YR2/1)
13 褐灰色粗砂レキ(Hue7.5YR4/1)
14 12と同じ
15 暗褐色粗砂レキ(Hue10YR3/3)
16 オリーブ黒シルト(Hue5Y3/1)
17 12と9の混淆土

第9図 山田香川郡界線調査区土層図

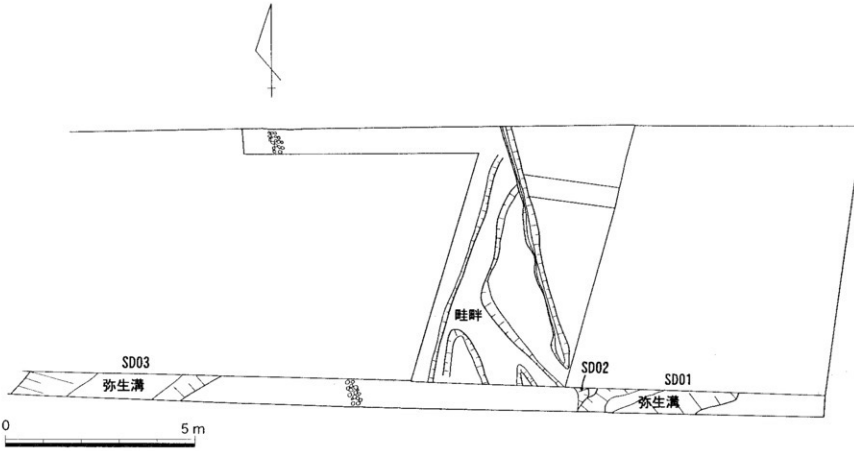


第10図　山田香川郡界線調査区遺構配置図

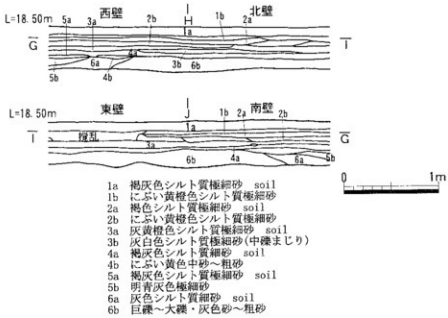


第11図　弘福寺領田図比定地第Ⅲ地点土層図

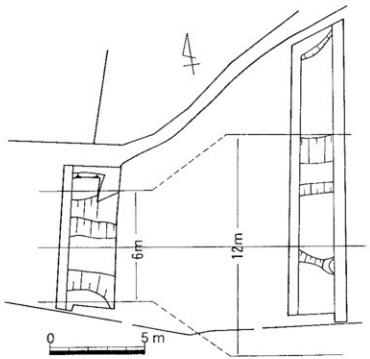


第12図　南海道幅員想定図

## 第３節　調査のまとめ

### １　南海道推定地

先述のように，本調査区は条里地割の方向性，東西に連続する条里余剰帯の存在などから古代南海道推定地として発掘調査を行ったものであるため，まとめとして今回検出された遺構と南海道の整合性について検討を加えてみると，この地点の発掘調査で最も特徴的であったのは，第１トレンチで低丘陵部を東西に切り通した痕跡が確認できたことである。調査地点が南海道の推定線上に位置し，発掘でみられた切り通し状の遺構が何らかの人的な作用を経ないで自然の作用では形成され得ないことを考慮した上で想像を逞しくすれば，これが南海道の遺構に当たる可能性も考えられる。その際，道路敷きがどの部分になるかが問題である。まず第１トレンチでは切り通しの谷部がそれに当たることが考えられ，第２トレンチでは第15層の上面付近，即ち第11・12層がレンズ状に被覆する段差の下段が想定される。

奈良時代の官道の例としては，他県での発掘例からみて８ｍ，10ｍ，12ｍといった道路幅員が一般に復原されており，丘陵部・渡河地点などで一部幅員を減少する例がみられるということである。この例にならうと，第１トレンチの検出幅６ｍの道路幅員は，低丘陵を開削して直線道路を敷設するために通常の幅員を減少した結果であり，通常の南海道の幅員は，第２トレンチの15層上面の段差と，この段差を第１トレンチの切り通しの中軸の延長線を対称軸として南側に折り返した位置との間の12ｍと復原することができる。

この軸線の方向は，南海道の基線である白山南麓，伽藍山北麓を結ぶ直線とほぼ一致しているが，一方で道路状遺構の痕跡である路面硬化面や年代決定の根拠となる出土遺物の確認がなかったこと，発掘面積の制約から遺構の全貌がわからなかったなどの限界もあり，南海道の可能性を指摘しながらもさらに検証が必要と考えられる。

### ２　山田香川郡界線推定地

調査地点は，山田香川郡境の条里地割の不整合線や，旧郡界を踏襲したと思われる現在の町境の境界線の存在によって郡界線の蓋然性が高いと思われる部分であったが，現代の粘土採取等によって思いの外遺構の状況が悪かった。

最終的に発掘調査を実施した地点は，分ヶ池から北東流する旧河道の流路に当たり，条里界線に重なる用水路等の構造物は存在しなかった反面，時代的にどこまで遡りうるかという懸念もあった。

結果的には遺物が極端に少ない状況ながら，平面的に検出した畦畔は近世頃，その下層は旧河道の地形に影響された弥生時代の溝状遺構が数条という状況で，古代・中世の遺構面は欠落しているもようであった。近世の水田畦畔は，検出幅約１ｍ，高さ約４㎝の規模で，ほぼ推定郡界線上に位置し，巨視的には条里方向を指向しているとみることは可能である。しかし，郡界線という性格を備えるとすれば，幅，高さ等の規模に遜色があり，部分的に蛇行や分岐している形状は，条里地割の規格性とは相いれないように見受けられる。また，畦畔を境とした両側の土層に土地利用の変化や断絶が見られず，果たして行政単位の境界として機能したものかは疑問である。

以上のように，今回は郡界線の確定には至らなかったが，過去の調査例では郡界推定線にほぼ重複して道路側溝状の平行溝が設けられていた平安時代前後の遺跡も知られているため，今度の調査結果を旧河道内部という土地条件の制約と郡界線自体のランドマークとしての有り様の実体の両面からさらに検討して行く必要があると考えられる。

# 第4章　各　論

## 第1節　讃岐国山田郡・香川郡における南海道

金田　章裕

### 1　目　的

讃岐国の平野部における南海道は，山頂・山肩・山麓といった明瞭な地形目標を結ぶ直線道として設定されており，また，条里プランの里界線としてその基線となっていること，やはり直線で設定されている郡界線と直交していることが明らかとなっている[1]。山田郡・香川郡の部分では，高松平野東南部の三木町白山の南麓と，同平野西南部六ツ目山の北肩を結ぶ直線が古代南海道の基本ルートであったとみられる。近世の南海道は，平野東部と西部では，ほぼこの位置を踏襲しているが，その中間の春日川と香東川間ではやや南側をたどっている。この部分においても，旧官道の遺構と判断される地割列や，台地部分における切り通し状の形状が見られることもすでに報告済みである[2]。

平成7年度における第2次弘福寺領山田郡田図調査事業の一環として，高松市三谷町の旧官道に相当する部分において発掘調査を実施し，その遺構と考えられる切り通し・堆積部分を検出した。小稿では，この遺構の性格や位置付けを検討するための基礎作業として，山田郡・香川郡の部分における南海道についてのデータを整理し，若干の考察を加えたい。

### 2　南海道と条里プラン

南海道のルートは第13図のように，山田郡の春日川以東と，香川郡の香東川以西では，古代の位置がほぼそのまま近世以降にも踏襲されているとみられる。同図にその概要を示したように，同時に条里プランの里界線にも相当する。ただし厳密には，山田郡のA地点以東では，吉田川の北側の堤上を通るためにやや北側の位置であり，香川郡のC地点以西は少し北に湾曲している。従って，山田郡ではA－A'が，香川郡ではC－C'が条里地割の方向とも完全に合致する直線部分であることになる。

そこで，A－A'の方向を西に延長すると山田・香川郡境ではB地点に達する。一方C－C'を東へ延長してもほぼB地点付近に達するが，正確にはA－A'延長地点より若干南よりに向うことになる。その理由はA－A'が正確な東西方向に比べ約11度西上がり（N79°W）であり，C－C'が同様に約10度西上がり（N80°W）であることにかかわる。B－C'間つまり香川郡東部の南海道付近では条里地割の方格線はやや不整形であるが，D地点にある田村神社東側一帯の条里地割の方格線は，2,500分の

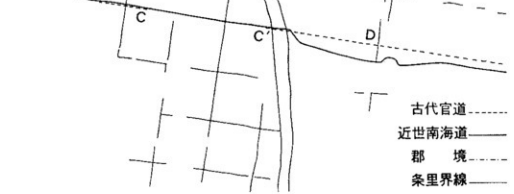


第13図　古代と近世の南海道

1図[2]上におけるC－C'の延長にほぼ合致するが，A－A'の延長線とは大きくずれている。つまり，香川郡東部の古代南海道の位置は，条里地割の方格線との合致を前提として考える限り，A－A'の延長線ではなく，C－C'の延長線上に推定すべきことになる。

推定古代南海道のこのような方位は，推論の基礎に条里地割と合致している部分を使用していることから当然のことではあるが，条里地割の方位とも同一傾向にある。山田郡A－A'部分では条里地割の南北線が約11度東へ傾いており（N11°E）[4]，香川郡C－C'部分では10度傾いている（N10°E）から，南海道の直線はこれらと完全に直交していることが知られる。条里地割の方位は，南海道A'－B間に相当する山田郡西部で約10度，C'－B間に相当する香川郡東部で9～9.5度程度東に傾いている[2]から，A'－C'間の南海道は，厳密な直線ではないことになる。しかし，すでに述べたように，少なくともD地点付近では，A－A'の延長上ではなく，C－C'の延長上の直線であった可能性が高いことになろう。

さて，第13図のように推定し得る古代官道沿いには，かなり明瞭な形で条里地割の里の区画を復原することのできる部分がある。その部分についてのみ，推定南海道の南北に接する里の南北距離を計測した結果が第1表である。各里の南北幅は650m～688mとかなりのばらつきを示していることが知られる。この数値は2,500分の1図上において，同表に示した各条における現在の道路や畦畔・溝川の間隔であり，当然のことながらそれらの屈曲に由来する数値のばらつきを含んでいる。

ところが，山田郡東部の1～6条部分では各里の東西幅の平均が658.5m，香川郡東部では1～4条のそれが655mと計測される[6]。そこで，この数値を里のサイズの標準値と仮定してみると，第1表に示したように，南海道に接する部分では，11～23mも南北幅が広いことを示していることになる。第1表の計測値は，あくまで現在の方格の計測値であるから，これがそのまま条里地割から除外されていた道路幅を示すものでないことは当然である。しかし，それにしても東西幅の標準より十数mも広い南北幅であることは確認してよいであろう。この値は各地で検出されている古代官道遺構の道幅や，それにかかわると推定されている条里地割から除外された帯状部分の幅と類似するものである[7]。

### 3　南海道の遺構

第13図A'－Eの部分には，条里地割の分布がみられず，また近世以降の南海道も100～200m程度南側を通っているが，冒頭に述べたような切り通し状の遺構が検出される部分である。地形的には低い台地・丘陵と小河川による開析谷が交互に配列する部分であり，官道がその先端付近を一直線に横断

している部分であり，西海道肥前路[8]や河内国の長尾街道について確認される状況[9]と同一である。

第14図は，第13図A'－Eの部分の2,500分の1図と同一部分の空中写真である。第13図A－A'の延長線A'－Eに沿って次のような状況を検出することができる。

a地点では，A'－Eの直線の両側にわたる幅約20mの東西に長い区画の水田が存在する。

b地点は低い台地状であるが，ここではa地点の水田の北側の線の延長に相当する地筆界があり，宅地の境界および畦畔となっている。

c地点は浅い開析谷の谷頭に近い部分であり，地形に従順な形で湾曲しているが，a地点南側の筆界の延長に相当する畦畔がある。

d地点は台地部分であり，宅地が集中しているが，そのうちの3筆が東西に並び，その幅は約15mである。

e地点では台地の西端部分において，dの延長部分が幅約20m程度の切り込み状になっている。

f地点は開析谷底であるが，d・eの南辺の延長に相当する小径・水路が存在する。

g・h地点は一連の低い台地上であるが，宅地の間に東西道が通じており，それに沿って南側に幅7m程度の畑列が続いている。この畑部分は畑のさらに南の部分より低く掘削されており，まさしく切り通し状を呈している。

i地点は開析谷底であるがg・hからの東西道が続いている。

j・k・l地点は一連の台地上であり，新田開発ないし，畑地の水田化に伴う比較的新しい区画の部分であり，旧地割遺構を検出することは難しい。しかし，g・h・iから西へと道が延びており，まさしくA'－E線上に相当する。また，k・lの道路の南側の宅地2筆と水田1筆は，いずれも幅15m程度の東西に長い形状を示している。

l－m間は小作川の開析谷底であるが，その西岸のm地点には，幅6～10m程度の切り通し状の部分がある。この内部とそのすぐ東側の部分で調査用のトレンチが設定された。本書にその報告が掲載されているが，この事例については後述する。

n地点は低い台地上であるが，その中央部付近では南北幅約15mの東西に長い地筆があり，その西には同一幅の宅地があって，その南辺の道・畦畔はさらに西へ続いている。

n地点を含む台地からは，古川の開析谷をはさんだ西の対岸の台地上のo地点付近では，A'－E線上の地筆界が存在し，やや湾曲しているが加摩羅神社の北側の東西道へと続く。

以上のような地表の地割形態・形状はいずれも南海道の推定位置上に存在し，その地表遺構である可能性が高い。その幅は6～20m程度であり，図上計測による条里地割から除外された可能性のある幅員よりはやや狭い。しかし，後者は前述のように厳密な形で道路敷を示すものではなく，前者もまた地表に継承された遺構に由来する形状であるに過ぎない。

むしろ，このような6～20mに及ぶ地表の地割形態・形状の多様な幅の方が注目に価する。前述のようなm地点における発掘調査によって，台地へ直接登る部分の切り通しの底辺の幅が6m，開析谷底に近い部分では12m幅の道路敷であったとみられる遺構が検出された。

このことが，b・d・g・h・k・l・nの台地上の各種遺構の幅員に比べ，aなどの幅が広いことにもかかわっている可能性がある。今後さらに調査が必要ではあるが，以上の事例がその参考となろう。

## 4　南海道の測設過程

以上のように，南海道は山田郡と香川郡において約1度の方向差を有し，また，低地部と台地上ないし，台地端の切り通し部において異なった幅で設定されていた可能性を指摘し得るに至った。後者

第14図　空中写真に見られる道路痕跡

第１表　南海道の推定道幅

| | 北側里の南北幅 | 南側里の南北幅 | 算出される道幅 |
|---|---|---|---|
| 山田郡一条東辺 | 650m | 688m | 21m |
| 二条東辺 | 655 | 675 | 13 |
| 三条東辺 | 663 | (665) | 11 |
| 四条東辺 | 668 | 668 | 19 |
| 香川郡五条東辺 | 670 | 663 | 23 |
| 八条東辺 | 668 | 663 | 21 |
| 九条東辺 | 675 | 655 | 13 |
| 十条東辺 | 670 | 660 | 20 |

(注)　里の南北幅は2,500分の１図上の計測による。算出される道幅は，南海道沿の２里分から里のサイズの平均値を除いた数値。

については，さらに考古学的な調査の結果を待たねばならないが，前者について若干の推論を提示しておきたい。

すでに論及しているように[10]，南海道の直線ルート，直線郡界線，条里プランは，この順番に整備されたか，前２者が同時に先行したかのいずれかであると考えられる。南海道は８世紀初頭ないしそれより少し前，郡界は８世紀初頭，条里プランは８世紀後半のこととみられる。とすれば山田郡と香川郡における官道のわずかな角度の差は，次のいずれか，またはその複合に由来して成立した可能性がある。

①　本来一直線で構想されていたものが，実際の土木工事の際の工事に伴って，わずかな誤差を生じた。

②　本来一直線で構想されたが，その工事が不完全であったか，あるいはそうではなくとも，後の条里地割の施工の際の規格によって若干の変更が生じた。

③　本来一直線で構想されていたが，直線郡界線の設定がわずかな方位差を伴っていたためにそれに伴って多少の変更が起った。

④　平安時代以降における条里地割の施工・再施工等と共に，少し方位が変った。

いずれの可能性についても，さらに検討を必要とするが，それには稿を改めることにしたい。

注

1）　日野尚志「讃岐国刈田郡における官道（南海道）と条里・郷との関連について」，『東北地理』28－2，1976年
同「南海道の駅路」，『歴史地理学紀要』20，1978年
服部昌之「讃岐国」，藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅲ，大明堂，1978年
金田章裕「条里と村落生活」，『香川県史１　原始・古代』香川県，1978年
同「山田郡条里と山田郡田図」，高松市教育委員会『讃岐国弘福寺領の調査』1992年
同『古代日本の景観』，吉川弘文館，1993年
同「南海道」，木下良編『古代を考える　古代道路』，吉川弘文館，1996年

2）　金田，1992年，1993年，1996年，前掲１）

3） アジア航測・パスコ『高松市2,500分の1図』1979年測量，1988年修正，による。
4） 金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と条里プラン」，高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報』Ⅰ，1996年
5） 金田，前掲4）。
6） 金田，前掲4）。
7） 木下良「古代道研究の近年の成果」，木下良編『古代を考える　古代道路』吉川弘文館，1996年
8） 木下良「空中写真に認められる想定駅路」，『ぴぞん』64，1976年，木下編，前掲口絵写真
9） 金田，（1993年），前掲。
10） 金田，前掲1）

## 第２節　ムラの空間構成(2)：高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク調査を中心に

内田　忠賢

### 1　はじめに

急激な都市化が進みつつある高松平野の民俗的ランドマークを記録するため，香東川西岸で悉皆調査を行った。個々のランドマークの位置，およびそれらに関する聞き取りの結果を記しておきたい。前年度の報告のように１地区に限定し，近世から近代へのムラの変容をトレースするには至らないが，広い範囲の記録とお考えいただきたい[1]。また後半で，御廐（みまや）町の集落・小字の名前・分布と，近世の地名の若干の比較を行い，近世後期の集落の姿を大まかに復原した。本報告の調査地域は，第15図の範囲である。なお悉皆調査は，お茶の水女子大学の大学院生・学生が行った。岡本町を小川千春氏・鳥田千洋氏，西山崎町を徳丸史絵氏，御廐町を茂野睦美氏，中間（なかつま）町を長尾朋子氏が担当した。内田は，一部の補足調査，および調査結果のまとめを担当した。したがって文責は，編者にある。

第15図　調査地域

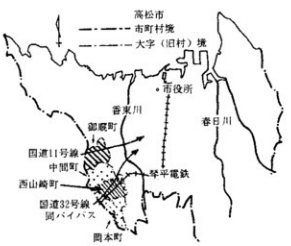


調査地区は，他の高松平野の各地区と同様，条里地割が明瞭に残り，開発の古さを物語っている。近世には，高松藩の政策で，納税の地区単位として免が整備され，同時に社会集団としての免場が編成された。近世後期に編纂された『東讃郡村免名録』にそのリストが記されている。高度経済成長期までは，近世の散村形態を維持したムラの姿がよく残っていたようだが，最近の都市化，市街地化にともない，この地域も大きく変貌しつつある。特に琴平電鉄沿線や主要道路沿いに新しい住宅地が広い範囲で造成され，かつての農村の姿は急速に消えつつある。たとえば，土地の農業神を祀り，免場単位で祭祀する地神塔，小地域の信仰を担った地蔵尊，散在する墓地群，これらの名もない民俗的ランドマークは行政の文化財に正式に指定される可能性は低く，農村の変貌とともに急速に消滅しつつある。そこで，本報告のような調査が急務になると考えるわけである[2]。

さて，行政区画の変遷について簡単に説明しておく。明治23年に，香川郡の鼎座村であった山崎村（と円座村）は円座村に，檀紙村・御廐村・中間村は檀紙村に，川部村と岡本村は川岡村に合併された。その後，各村は昭和31年に，高松市に合併され，現在は市内の地区として西山崎町・円座町・檀紙町・御廐町・中間町・川部町・岡本町になっている。なお，市の出張所・公民館は，高松市への合併前の地区単位に配置されている。

### 2　岡本町（第16図）

高松市域西南部，堂山南麓に位置する，奈良須池とその周辺の沖積平野である。文中の番号は，第16図のランドマーク番号に対応する。

1：地神。県道岡本香川線脇の水路沿いにある。五角柱の地神塔。文政（？）4年の銘がある。春秋の社日には，免場の人々がその年の頭屋の家に集まり，会食する。社日には，水田に入ることが禁じられている[21]。

2：石祠。水田の脇にある。

3：地蔵尊。国道32号線沿いのため池脇にある。「河波國西山土　高越山大権現」と銘され，昭和63年建立となっているが，聞き取りでは，免場の境で侵入する魔物を払うそうである。

4：地蔵尊。下牛池と上牛池の境の小道に位置する。3本の小道の分岐にある。嘉永年間の建立。

5：護国神社。昭和13年建設。毎年，遺族の方が参拝に来るという。

6：石祠。耳塚山（岡本山，立石山，薬師山とも）の神様が祭られているという。地元では「立石さん」と呼ばれる。毎年８月20日に，原北と原南の集落の方がお祭りする。この日に，両集落の総代がうどんや魚を供える。祭祀は，西山崎町の山崎八幡宮の神主にお願いする。

7：ミニ巡礼霊場と薬師堂。西国三十三カ所観世音霊場の写し。薬師様と呼ばれる。社日に，原集落の方が，お堂や参道を掃除した上で，お参りする。お供えは，うどん，キュウリ，酢の物，魚。最近は寿司をお供えする。旧暦８月12日には，薬師堂のお祭りがある。前日に，信者が集まり，清掃と供花をする。その際，霊場の石仏36体に長福寺の住職にお経をあげてもらう。薬師堂は，馬堂・田井など近隣集落の信者の浄財により改築された。番外として，弘法大師・善光寺・大日聖不動明王の3石仏がある。

第16図　岡本町

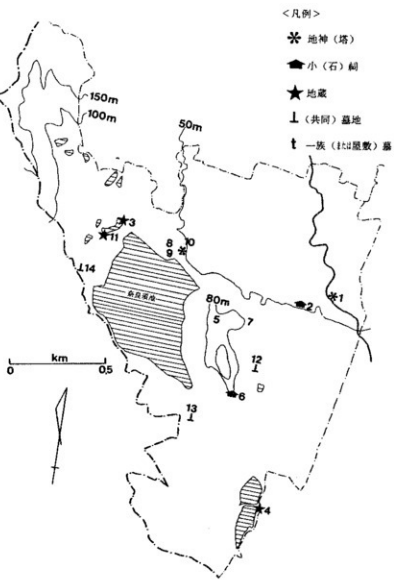


8：岡本真光寺。もとは神仏混交の寺院だったが，明治2年の神仏分離令により，番神宮は別の寺院に移り，このお堂は岡本説法所となった。現在のお堂は昭和7年建立。

9：池辺神社（三拾番神社）。現在，岡本町の鎮守。もとは，引田・木田・岡本・宇多津・田村・榎本の讃岐6社（番社）の第１位だったという。山崎八幡宮の宮司を迎え，４月19・20日に春祭り，10月３・４日に秋祭りを行う。

10：地神。五角柱ではなく，石祠。田井集落が祭祀する。

11：地蔵尊。三ツ池地蔵尊。三ツ池とは，奈良須池・瓢箪池・ひる池。国道32号線脇にある。文化９年，高松藩主家老の娘の遺言にしたがって建立されたという。遺言は「高松から琴平に至る沿道往来，繁き三叉路に地蔵尊を祀らるべし」。昭和38年にコンクリートのお堂に改築した。かつて，旧暦８月23日の地蔵盆には，芝居小屋が立ち，露店が並び，宿場町だった平岡集落は大変なにぎわいだった。
12：共同墓地。馬堂と田井の両集落の共同火葬場。10数年前に整備された。六地蔵もある。以前は，集落の人々が山に薪を取りに行き，オグラヤキという火葬をした。
13：共同墓地。原北・原南の両集落の共同火葬場。六地蔵もある。葬式組は８班，世話人は自治会長。

### 3　西山崎町（第17図）

第17図　西山崎町

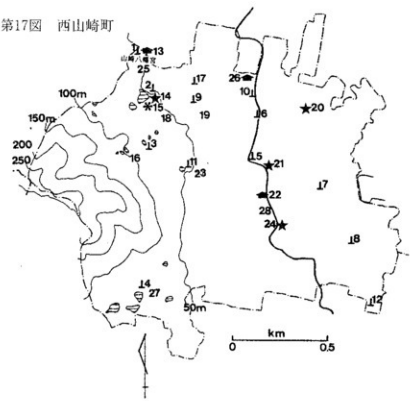


高松平野の西南部，堂山の東麓に位置する。文中の番号は，第17図のランドマーク番号に対応する。
１：墓地。墓石は15基あるが，元禄年間の銘がある墓をはじめかなり古い墓石ばかりである。最近，手を入れた形跡がない。
２：正花寺とその墓地。
３：共同墓地。火葬場がある。
４：共同墓地。墓地中央の道を挟んで，北に浄土真宗の墓地，南に日蓮宗の墓地が広がる。火葬場・井戸・六地蔵は道に沿って配置される。かつては規模の小さな墓地だったと伝えられるが，近隣の人々は，宗派は別でもこの墓地に埋葬したため，徐々に墓域が広がり，現在に至った。火葬場は，昭和56年以降，使われていない。現在は，市の火葬場を使い，遺骨のみここに埋葬する。葬式は，宗派を問わず，同行という組織を中心に行われていた。幕末の勤王家，松平右近の墓もある。
５：共同墓地。水路に沿って，広がっている。明治以降の墓石。
６：墓地。水路の両側に広がる。墓石は明治期のもの。
７：墓地。水田の真ん中の茂みの中に，墓石が４基ある。明治期のもの。
８～12：一族墓。最近のもの。10は，墓石３基と石碑。11は，墓石４基。12は，墓石８基。
13：荒神。石祠。水田の中にあったものを，戦後，山崎八幡宮の裏に移した。祭りはしていない。
14：地蔵。奥谷池の前にあり，奥谷地蔵堂と呼ばれる。お堂は，平成２年に上所下自治会（６組）の寄付によるもの。
15：地神。網敷天満宮の境内。
16：お旅所。山崎八幡宮の御幸祭場。
17：共同墓地。納骨堂は昭和61年建立。六地蔵は，上所下・川向下・山林組合・上所下老人会により，

昭和59年，建立。
18：網敷八幡宮・大石神社。大石神社は「おいしさん」と呼ばれ，子宝を授けてくれる信仰で有名。
19：網敷八幡宮のお旅所。
20：地蔵。御堂地蔵と呼ばれる。昭和58年に現在地に移転。以前は，近くにあったという。
21：地蔵。バイパス道路の橋の脇，水路の脇にある。新しい。
22：石祠。胴面塚。学問の神様とされる。10月初めの日曜日に，近隣の住民が，当番制で祭る。三好神社と関係するらしい。
23：塚。胴面塚。
24：地蔵。お堂には，地蔵尊の他，観音像・妙正信女像がある。昭和41年，川向上が改築。上所上が施工。
25：山崎八幡宮。おおまかに，岡本・西山崎・中間・檀紙（一部）の4町に氏子がいる。全部で約900戸，うち西山崎町が約300戸。八幡宮の祭礼は，夏（8月5日）と秋（11月）の2回がある。夏祭りは，盆踊り・カラオケ・会食。秋祭りは，神輿巡行が中心。八幡宮には，御神体は3体ある。当日，3体は頭屋の家，神輿（お大将）の中，八幡宮の3カ所に置く。神輿巡行は，各町2人ずつ，8人が担ぎ，お旅所まで往復する。
26：石祠。個人の屋敷内にある。
27：本堯寺。高松藩主松平家ゆかりの日蓮宗寺院。市内，周辺郡部（県外にも少し）に檀家を持つ。

＊この他，西山崎町では，竜神まつり（雨乞い）が8月1日に行われる。堂山に竜神が住むとされ，昔は山頂で祭りをしていたが，やがて集会所でやるようになった。平成4年に，山道を整備したので，再び山頂でお祭りをするようになった。

＊地神様は，春秋の社日に各地区（自治会）の集会所で行う。集会所には神棚がある。西山崎町には4自治会がある。上所上・上所下・川向上・川向下の4自治会である。それぞれの自治会には下部組織として，組（区）が上所上に6組，上所下に3組，川向上に4組ある。地神祭は，現在，自治会単位でやる場合，組単位でやる場合などまちまちになっている。当日，集会場に集まって，お祭りをした後，網敷天神宮脇の地神さんにお祭りする。

＊なお山崎八幡宮宮司，片岡さんに，ご教示いただいたことが多い。お礼申し上げます。

### 4　中間（なかつま）町（第18図）

高松市西南部，六ツ目山・堂山の東麓の緩斜面および平野部に位置する。番号は，第18図のランドマーク番号に対応する。
1：地神。中間天満宮境内にある五角柱の地神塔。
2：地神。河川沿いの六角柱の地神塔。各側面に神名はなく，正面に五大神とのみある。
3：地神。水田の真ん中に位置する。五角柱の上に丸石が乗る。各側面に神名はなく，正面に地神宮とのみ刻まれる。明治11年建立。
4：地蔵。池の堤防上にある。
5：地蔵。新旧一体ずつ，計2体ある。この地蔵尊はかめわり地蔵と呼ばれ，昔は松の根元にあり，休憩場所にもなっていた。

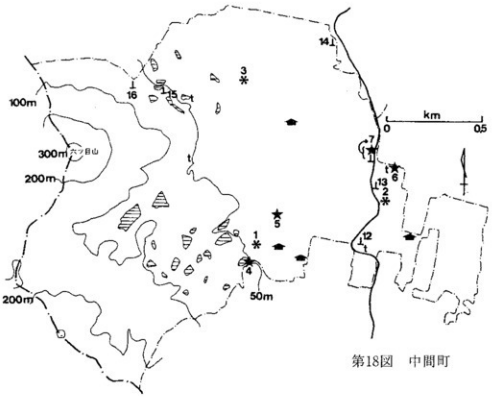


第18図　中間町

6：地蔵。
7：共同墓地。墓石は100基程度ある。六地蔵もある。
8：石祠。中間天満宮の参道入口の三叉路にある。犬神宮と記される。
9：石祠。個人宅の敷地内にある。荒神さんと呼ばれるらしい。
10：石祠。個人宅の敷地内にある。荒神さんと呼ばれるらしい。
11：石祠。中に丸石が入っている。荒神さんらしい。
12～15：共同墓地。墓石数は，12が80基程度，13が30基程度，14が25基，15が30基程度。
16：共同墓地。最近，開発された霊園タイプ。墓石は100基程度。

＊地図中で，一族墓（屋敷墓を含む）は，すべて「t」で表現した。

＊中間町の地神は，西山崎町の山崎八幡宮の神主が祭祀する。山崎八幡宮周辺では，御廚町以外の中間・檀紙・岡本・西山崎の4町域の地神祭を，すべてその神主が担当する。一般に，地神祭は春秋の社日（春分・秋分に一番近い戊（つちのえ）の日，現在は一番近い日曜日）に行われるが，中間町では社日とは別の3・9月の日曜日に行われる。だから山崎八幡宮の神主が対応できる。井坪集落の地神祭が特に盛大らしい。

＊中間町には竜神様はない。また水神様はなく，水路脇にあるのは荒神らしい。

**5　御廚（みまや）町**（第19図）

高松市西部，伽藍山の東麓，本津川とその支流に挟まれる平野部である。文中の番号は，第19図のランドマーク番号に対応する。

1：地神。原引（はらびき）・庫元（くらもと）集落の地神塔。本津川の橋の横にあったものを，護

岸工事・道路拡張のため，平成4年に衣懸池脇に50mほど移した。

2：地神。落合集落のもの。

3：地神。佐古・川原集落の地神。川原橋のたもとに龍神と並んで祭る。屋根付きの祠の中に，左に地神，右に八大竜王と書かれた木札が掛けられている。

4：地神。直径1mほどの石。龍神と向かい合うように，津内山（つないやま，つなやま）山頂に祭られる。竜神とともに，津内山周辺の，上西浦（かみにしうら）・梶池・下西浦（しもにしうら）・北浦・山南（さんなん）の5集落がお祭りする。

5：地神。高橋集落のもの。

6：地神。上所（じょうしょ）から池尻までの集落のもの。

7：地神。万堂山麓にある。

第19図　御厩町

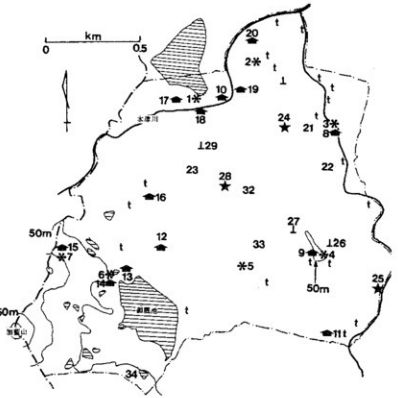


8：龍神。佐古・川原の龍神で，上記3のように，地神と合祀。龍神は，リュウジンサンと呼ばれるほか，リュンゴンサン，リンゴンサン，荒神さんとも称される。

9：龍神。津内山頂上西側にある。高さ2mほどの小祠。扉の中には石が詰まっている。上記4と同じく，5集落で保存会を作る。地神とともに当番制で管理する。

10：犬神。木の又に祠がある。明治末年頃まで，毎年，祭礼が行われたという。祠の前では，露店が出，草相撲も開催された。

11：疣（いぼ）神。ここの水でイボが治るというので，毎日人が訪れるらしい。

12：天神。元禄年間に建立されたと伝えられる。

13：天照皇大神社。西山神社とも呼ばれる。御厩付近は，もとは伊勢神宮の領地であり，それを勧請したもの。社格も，明治6年まで皇太神宮（こうたいじんぐう）だった。御厩町内の地神は，この神社から神主（オタユウサン）を招き，春秋のお祓いをしてもらう。

14：権現。御厩池の北西にある。

15：天神。万堂山の東北山麓にある。

16：荒神。上所あたりの荒神だったらしい。現在は藪の中に放置されている。

17：石祠。もとは本津川の左岸にあったが，護岸工事に伴い，現在地に移したそうである。大きく立派な祠で，個人のものらしい。

18：屋敷神。数年前に立てられた。

19：石祠。ずっと放置されており，由緒は不明。本津川の堤防上にある。

20：石祠。由緒は不明。

21：塚。大塚古墳。佐古地区の豪族の横穴式石室古墳と推測されている。

22：塚。お塚さんと呼ばれる。民家の庭先にあり，小さい祠もある。源平合戦の時の落武者の墓と伝えられる。
23：塚。かつては２つの墓が並んでいたらしいが，国道工事でひとつは消された。それ以後，その付近では交通事故が多発しているらしい。
24：地蔵。２体並んでいる。100年ほど前，本津川で子供が拾い，地元で祭ったという説がある。
25：大師。お大師さんと呼ばれる。現在の檀紙町の森近付近の五叉路にあったが，明治37年，御厩橋左岸に移した。金毘羅街道に沿っている。
26：共同墓地。六地蔵がある。現在，火葬場は使われていない。
27：墓地。陶祖の彦四郎の墓もある。道路を挟んだ東の山側には，六地蔵がある。
28：地蔵。近隣の人も，由緒は分からないという。
29：原引・庫元集落の共同墓地。昭和52・53年頃まで，ここの火葬場を利用した。現在は，市の施設で火葬した後，ここで埋葬する。大保年間の墓石がある。
30：墓地。江戸時代，孝子として評判の高かった善次郎の墓。
31：墓地。代官塚と呼ばれる。かつて代官に寵愛された御厩３美人の墓という。
32：道標。遍路道に沿う。「東　一宮寺，西　国分寺」と刻まれる。
33：塚。かつて専光寺の南西にあった耳塚を移したとも伝えられる。戦国時代，地元，香西氏と長宗我部氏の戦いにまつわるという説もある。
34：ミニ霊場。新四国八十八カ所。親鸞上人二十二拝という遺跡もある。遍照寺の向かい。

＊地図中で，一族墓（屋敷墓含む）は，すべて「ｔ」で表現した。

＊調査にあたり，『檀紙町誌』を編集・執筆された高橋忠さんにお世話になりました。お礼申し上げます。また檀紙地区地域おこし事業推進委員会（檀紙公民館内；電話0878-86-0815）では，地域の史跡のパンフレットを作成している。

第20図　集落名

### 6　御厩町の免の復原

現在の御厩町の集落名（第20図）と小字名（第21図）およびそれらの分布と，江戸後期の免名の比較から，かつての免の復原を試みたい。

免名は『東讃郡村免名記録』にリストアップして伝えられる。それは，上所・下所・東御厩・津内・原引・御笠・正勝・半田・畑方の９免である。なお『東讃郡村免名記録』には「大神・山ノ谷・池の内・池ノ下・高橋・鍛冶池・正勝・田井中・半田・原引・大神・南原・さこ・川原・落合・津内・奥原・西山」の18の小地名が記されるが，一括して記録されているので，免との正確な対応は分からな

い。

さて，地神祭の祭祀の現状を参考にすると，地神塔１（第22図参照，以下同じ）は原引・庫元集落が，地神塔２は落合集落が，地神塔３は佐古・川原集落が・地神塔４は梶池・下西浦・上西浦・北浦・山南の５集落が，地神塔５は高橋集落が，地神塔６は上所・正勝・西山・池尻の４集落が，地神塔７は田井集落が祭祀している。地神祭の祭祠は，かつては免の範囲の住民のまとまり（免場）が担っていた。現在，集落や自治会などを地元でメンバと呼ぶのはその名残といわれている。江戸後期から現在までに，地域は少なからず変容したとはいえ，地神祭の地区がかつての免を伝えている可能性は大きい。したがって，地神祭の祭祀の（集落ごとの）現状と，小字名（分布）・免名の比較により，ある程度，免の復原ができると考えられる。

第21図　小字名

第22図　地神塔の分布

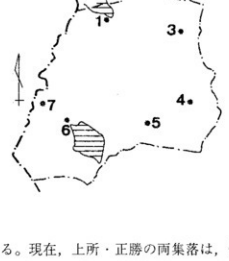


原引免は小字名として残り，ほぼ現在の原引・庫元集落付近と考えられる。半田免は，小字名には残るが，集落名では残らない。しかし小字半田は川原集落の一部に含まれるため，半田免は現在の佐古・川原集落付近と推定される。津内免は，小字に残り，小字津内は津内山の周辺である。そして，津内山の周囲の５集落は，津内山山頂の地神を祭祀している。したがって，津内免は，梶池・下西浦・上西浦・北浦・山南集落の付近と考えてよいだろう。下所免は，集落名として残らないが，小字名に残る。小字下所は，高橋集落の中心部を含む。したがって下所免は，高橋集落付近と思われる。正勝免は，正勝集落の中心部と小字正勝の位置が若干ずれるが，集落名・小字名として残っている。また上所免も，集落として残る。現在，上所・正勝の両集落は，他２集落とともに共同で地神祭を行っている。また，上所・正勝の両集落は，金毘羅街道に沿っており，近世後期にも街村形態の集落であったようである。やはり上所免と正勝免は，現在の上所集落付近と正勝集落付近と考えてよいだろう。

残る東御廐・御笠・畑方の３免については，集落名・小字名には伝えられない。現在，地神祭を祭祀する落合・田井の２集落が，どの免（場）に対応するかも不明である。ちなみに，田井集落は，伽藍山麓の緩斜面に位置し，現在の土地利用は果樹園と畑である。戦前も畑が広がっていた。それに対し，落合集落は，本津川分流点の氾濫原に位置し，畑が広がっていたとは考えられない。したがって，畑方免は田井集落の付近であった可能性がある。一方，落合集落は明らかに，旧御廐村の北端に位置するので，東御廐免と対応するとは考えにくい。しかし，落合集落が，御笠免に対応する根拠もない。

以上のように，旧免の分布は，東御廐・御笠・畑方の３免を除き，とりあえず第23図のように推測される。

## 7　おわりに

香東川西岸地区の４町（大字）の調査結果および若干の考察を報告した。開発の歴史が古い高松平

野の村落を記録し，その意義を考えることは非常に大切だと考えている。たとえば，弘福寺領山田郡田図に伝えられる高松市街南縁地域では，地神の形態が，一般に五角柱であったのに対し，本報告の調査地域では丸石や六角柱の形態も見られ，また集会所に地神の神棚だけがある場合も少なくなかった。水神が祀られない反面，山麓地域であるためか雨乞いの龍神が多く見られた。墓地は，河川の自然堤防上に散在し，この地域の特色を示している。その他，多種多様な民俗宗教的なランドマークがあり，地域のこれまでの生活文化の豊かさを伝えている。

第23図　免の復原

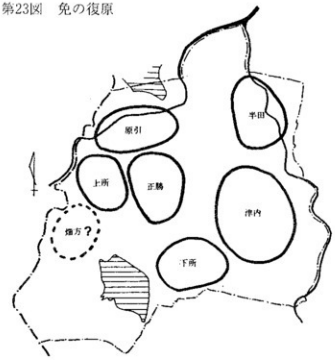


最後に，今後の課題を記しておきたい。

本報告の調査は，高松平野全域で村落の空間構成を記録する作業の一環である。山田郡田図に描かれる高松市街南縁地区周辺だけでなく，高松平野の東・西・南部の空間構成を記録し，相互に比較したいと考えている。急激な都市化による地域の変貌に備え，生活文化の一端を記録しておくことは重要と考えている。また高松平野全域で，ムラの空間変容を考察することは，村落研究のケーススタディとして意義がある。ムラの空間変容をマクロ・ミクロ両スケールから考えていきたい[1]。本報告を含む，高松市教育委員会の弘福寺領調査の第2期プロジェクトも総括の時期になる。地元の方々に意味がある調査結果を残さなければと考えている。

（付記）今回の調査でも，地元の皆様にお世話になりました。各章末にお名前を挙げさせていただいた方々のほか，多くの方のご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。なお本報告は，平成7年度に行った調査に基づいています。平成7年度には，香東川西岸の川部町・檀紙町の調査も行いましたが，不十分な部分が多く，報告に至りませんでした。また平成8年度には高松市東南部の春日川・吉田川流域の調査を行いましたが，同様の理由で報告をまとめきっていません。急いで補足調査をした上，次回の報告書に掲載させていただきたいと存じます。未報告分の調査の際，お世話になった方々に，おわび申し上げます。

註

1）　拙稿「ムラの空間構成(1)：高松市川島地区を事例に」『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅰ』（高松市埋蔵文化財調査報告第32集），高松市教育委員会，1996年

2）　拙稿「太田地区周辺の民俗的調査：ムラの伝統的空間構成を中心に」『讃岐国弘福寺領の調査：弘福寺領讃岐国山田郡田図発掘調査報告書Ⅰ』，高松市教育委員会，1992年

3）　中原耕男「讃岐の地神祭り：地神塔を中心に」瀬戸内海歴史民俗資料館年報4，1979年

4）　石原潤「集落形態と村落共同体：特に讃岐の事例を中心に」人文地理17－1，1965年，が，最も参考になる。

# 第３節　熊野神社所蔵大般若経紙背文書の多配郷関係文書について

田中　健二

## １　熊野神社所蔵大般若経紙背文書について

福井県遠敷郡名田庄村下三重の熊野神社所蔵の大般若経（福井県指定文化財）の一部に紙背文書があることはかなり早くから知られていた。この文書を最初に学界に紹介した網野善彦氏は，研究ノート「中世文書に現れる『古代』の天皇－供御人の文書を中心に－」（『史学雑誌』85－10　1976）において，巻252～巻260までの９巻は，鎌倉時代後期の文書の裏に経を刷ったもので，寺伝が伝える貞和２年（1346）の名田庄村への伝来より以前に京都において補充されたものと推測した。ただし，その全体像については，巻子本が折本の形に改装されたとき施された裏打ちにより明かではないとした。

その後，福井県史の編纂に伴い東京大学史料編纂所による調査が進められ，裏打ち紙を除いて紙背文書を直接閲覧できるように調整された。その結果，紙背文書は文永５年（1268）から嘉元元年（1303）にいたるまでの58通を数え，かつ豊富な内容を持つことが明かになった。専門家による解読が進められ，平成２年（1990）９月刊行の『福井県史資料編９中近世７』に全文書が収められるにいたった。

解読が進められているころ，香川県史編纂委員会の古代中世史部会においても，昭和63年（1988）にはこの紙背文書中に多配郷関係の文書が含まれていることを察知したが，福井県史の編纂中という事情があって調査を見送った。『福井県史』の刊行後，筆者はたまたま同文書の写真を見る機会に恵まれたので，平成５年（1993）７月刊行の『香川史学』22号に「『香川県史』刊行後の新出中世史料について」を掲載する際に紙背文書のうち県域に関わる文書７点のみを収録した。

この紙背文書の性格については，『福井県史』の解題に詳しい。解題が指摘するように，この文書群には美濃・讃岐・備前の国衙領に関するもの，大宰府・備前国関係の文書，及び播磨国小宅庄，近江国に関わる文書のほか，書状がたくさん含まれており，書状の宛所に「までのこうしとの」（万里小路殿）「ひかしのとういんとの」（東洞院殿）各２通が見られるほか，「前安房守」など共通する人名が少なからず見うけられる点から，特定の貴族の家に伝来した文書群であることは確実である。

解題では，公法印某書状の宛所に「中御門大納言」とあることに注目し，この家を推定している。筆者が指摘するように文永～嘉元の間で中御門大納言と呼ばれた人物としては，建治３年（1277）から弘安６年（1283）まで大納言であった中御門経任がもっとも蓋然性が高い。また，備前国国宣に付された袖花押が経任の花押と酷似することもそれを裏付けている。さらに，複数の文書の外題に「大宰権帥」が見られるが，『公卿補任』によれば，経任は文永８年から10年，弘安６年から永仁３年（1295）の間，大宰権帥であり，その子為方もまた正安２年（1300）から嘉元元年までの間，権帥であった。この文書群中に大宰府関係の文書が含まれていることの理由もこの父子との関係から理解できるであろう。さらに，嘉元４年６月12日の昭慶門院御領目録案（竹内文平氏所蔵文書）によれば，播磨国西下郷，讃岐国多配郷，美濃国弓削田本郷を為方が知行していたことも知られるが，多配郷関係文書はこの文書群中に多数見出され，弓削田郷関係文書も１点存在する。この文書群は，解題の推定のとおり中御門経任・為方父子の手中に伝わったものとみて，まず間違いない。

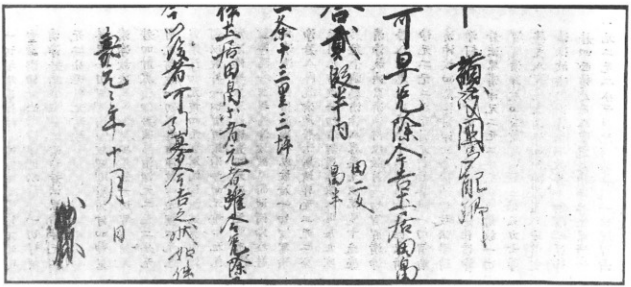

第24図　沙弥某下文案

## 2　多配郷関係文書について

以下に掲げる文書７点はいずれも多配郷に関わって発給されたものである。『福井県史』掲載のものをもとに写真にもとづいて校訂したが，文書の天地・袖奥が切断されているため，これ以上の復元は困難である。

①讃岐国国宣
□当国検注事、別納郷□
□被付郷司之所々、被仰□
□存其旨可令致沙汰於書□
□各可相副之由、可被下知者□（牛カ）
□御気色執達如件、
　　十月十一日　大宰権□□
　讃岐守殿

②讃岐国多配郷公文源兼尚重申状
□国多配郷（香東郡）公文左衛門尉源兼尚重言上
　被仰下三箇条事
　副進
　　二通　重光同意狼藉人等交名并追捕物已□（下）□
□□（歟）證文正文并次第沙汰御状等伍拾捌通進上之□
□御挙状弘安五年五月廿七日午申賜不付進領家御方於国□
□之時、披見守護所方由事、
□一切非奉忽諸本所之儀、其故者還補当職事如□

□五年六月日云々、然而正拝領十八日也、而武家御□
□七口之由被載之、是奉行人所書上日付也、其□
□御判下賜兼尚事者六月十八日以後也、然者申□
□状事者為安堵所職也、已自領家御方依□
□武家御挙状者無詮于上覧之条、不及付進上□
□其後非分重光不叙用兼尚所帯之御下文□
□致種々狼藉、或壊取住宅致追捕、或苅取□
□之間、為鎮当時狼藉、対于守護所方取具□
□證文等令披覧御挙状已下之事、何強為非□
□武家御挙状者、所被進領家之御挙状也、其状中□

③讃岐国多配郷打出王子院主善蓮申状（折紙）
□多配郷打出王子院主沙弥善蓮言上
□蒙任先例御寄進権現王子、奉
□已百余年、御敷地者自往昔
□神事用途御奉免神領也、
□御時始背先例、可被少々勘
□称有仰、被相触無術子細事、
□若宮王子者尋源者日本第一
□権現分御身、和光影向之
□寿永年中建立鎮護国家
□聖朝安穏鎮守也、如本社者
□万人挙致信仰、落陽外土
□参詣、因之帰依之上下者無不
□利生、嗚呼本末垂迹雖異
□利益是一也、而件御敷地為神物
□中廿余ケ度御神御供米令
□者也、非五年十年之御寄進既
□年御奉免神領也、而当
□限此若王子御供米令顛倒之
□神慮不少恐之間、所令言上事由、

□仍且為御祈禱忠勤、且
□為蒙御奉免、粗謹言上如件、

④藤原重光陳状

柄□文等仁西阿之名字無之、而当郷公文職□

(相)
□伝之職之条、猛悪不敵申状可足御□(宮)□
(赤東郡)
□書多配郷公文藤左衛門尉有光息女□
(虚)
□□誕申状也、当職者全非有光之所職□
□見者可令備進、就其可申子細矣、
□有光相伝之子細、為不孝之身可仮□
(弥カ)
□□罪業重畳之企也、
□兼尚競望之時西阿扶持重光申充安堵□
(虚)
□□誕申状也、西阿継子当郷地頭代資定与□
(相)
□□論事、為申子細於武家令上洛歟、於兼□
□自去弘安五年至同七年雖整四問四□
□之手令相伝之由不書載一口之詞、且彼□
□有御前之上者、不可及御不審歟、所詮□
(鑒)
□文等之日、西阿相伝之有無忽可令露□□
□之時令養育重光由令申之条虚誕□
□事哉、只貧欲之余為令競望当職所□
□条有御尋之日不可有其隠歟、立申所□
□子細者也、
□遣状立申状旁以不審也、充何子何仁令□
□之云々、所詮被召出彼状之時、可明申子細□
□云当郷公文有光息女之由初者申之、今者□
□所職之由申之、只依老耄不弁東西之□
□次第顕然之上者不可及御不審矣

⑤沙弥某下文案

下　讃岐国多配郷

可早免除今吉土居田畠□□

合貳段半内　田二反
　　畠半

一条十三里三坪

(右)
□件土居田畠等者、元者雖令免除□(之)□
(兵)
□今以後者、可引募今吉之状如件、

嘉元々年十月日

沙弥

⑥重□書状

□候ハん、かのれんあのふミとものあ□

□たに馬の大夫ハせうふんのあんま□
□うつへのたひともせんし候と□
□たへのくもんはあま□候へく候へともれ□
□まゝ申候ハゝ五百貫まいらせ□
□く候二百貫ハあまにたひ候へ、三百□
□れうへめし候へ、せけんの事と□
□入道に御たつね候ハんにかくれ□
□ハす候、このれんあみにあまりて□
□まかりて候ゆへにしろみねせにとか□
□よとへ御申付やられ御領承御付□
□さんゝゝの事になして候也、この七□
□ハんかあにをとゝ五月よりようちかた□
□して候とて守護所にめしこめ□
□とそううけ給ハり候へ、これも二月□
□五日よりひかしとをりに候へハくれ□
□うけ給ハらす候、くもんのいへも七□
□とらハ三人まうてき候てさんゝゝに□
□んのあるへきやうも候ハぬとそう□□
□り候へ、せんし候ところくたんの事□
□ならいによるへく候、あまりいそき□
□さにて申へき事候、とゝ□
□□□中つ□丞とのへ　六月七日　重□

⑦心覚書状

□郷内西蓮進候き定委御□
□不思懸申状に候へとも相□
□　崇徳院御廟所当国白□□
□僧にて候か自師匠手譲得彼□
□為安堵令上洛候、申預　院口□
□て候、可然候者御口入なんとや□
□候覧、此僧と申候者故馬入道□
□したしく候なから憑師椹候□
□加様令申候、委細之旨此僧□
□ん歟、毎事期後信候、恐々謹言、
　二月十九日　　心□□
□謹上多配縛預所殿
　御宿所

## 3　多配郷の領有関係

嘉元４年（1306）の昭慶門院御領目録案の院分国讃岐国の公領を書き上げた箇所には多配郷について次のような注目すべき記載が見られる。

中御門前中納言為方卿，相伝知行すべきの由，庁御下文を下さる。

つまり，多配郷については，当時讃岐国を分国としていた後宇多上皇の院庁下文により院近臣の一人中御門前中納言為方が相伝知行を認められているというのである。

鎌倉時代後期の讃岐国が後嵯峨上皇より亀山上皇，後宇多上皇，後醍醐天皇と相伝された院分国として終始したこと，彼ら分国主が讃岐国の公領を郷保名などの単位ごとに后妃や女官，院近臣，官人，僧侶などに所領として給付したり，あるいは崇敬する寺社に料所として寄進していたことは『香川県史２通史編中世』第２章荘園の時代の第３節公領の変質に詳しい。給付や寄進の対象となった単位所領は国衙の別納地とされ，その官物・公事は国衙を経由することなく給付・寄進を受けた人物や寺社へ直接納入された。そのような人物や寺社は一般に領家と呼ばれているが，皇子や女院の場合は別に荘務をつかさどる領家が置かれている。いずれの場合も現地で実際に荘務を取る預所が存在したことが知られる。鎌倉時代後半以降の讃岐国の公領はその領有形態においては分国主（あるいはその権限を分割譲与された女院や皇族）を本家とする荘園となんら変わらない存在と化していたのである。

以上に述べたような当該期における讃岐国の公領の領有形態から見ると，７点の文書のそれぞれの位置付けが判明する。

①号文書は，讃岐国の国衙が行う国内全体についての検注，いわゆる一国惣検に関わる内容を持っており，別納の郷についてはそれぞれの郷司に検注を代行させることを命じたものである。なお，本文書は分国主としての命を伝えた院宣である。

②号文書は，多配郷の公文職をめぐる源兼尚と重光との争いに際し兼尚が領家へ提出した申状である。この文書が含まれていること自体がこれらの文書群を残した中御門家が多配郷の領家であったことを示している。また，兼尚は「武家御挙状」すなわち幕府の推薦状を得ていることから鎌倉御家人であることがわかる。　③号文書は，多配郷にあった打出王子という熊野の若宮王子の神領について

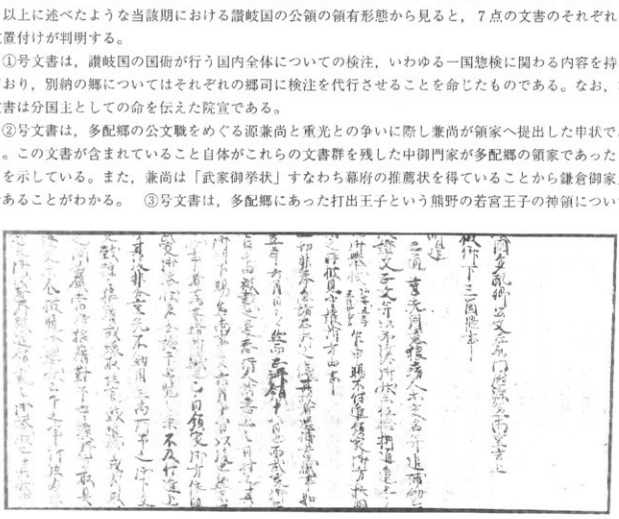

第25図　讃岐国多配郷公文源兼尚重申状

課役免除を申請した院主善蓮の申状である。これも領家へ提出されたものであろう。熊野信仰が隆盛を極めた後白河院政期の寿永年間（1182～85）に多配郷に若宮王子が勧請されたことが知られる。

④号文書は，多配郷公文職をめぐっての重光と西阿の相論に際し領家へ提出された重光の申状である。この文書の内容から，②号文書から知られる兼尚と重光の争いは弘安５年（1282）から同７年にかけてのものであり，領家の元で４問４答の裁判が行われたことがわかる。また，一方の当事者である西阿の継子が多配郷の地頭代を勤めていることから，当郷に鎌倉幕府の地頭が置かれていたことが知られる。『香川県史２通史編中世』で指摘したように武蔵国出身の武士でのちに丹波国大山庄内に本拠を移した中沢氏が「讃岐国多配郷内うなさかのやしろ」を明徳元年（1390）以前から所領としており，この地頭の正員は東国御家人中沢氏の可能性がある。

⑤号文書は，案文でありおそらく預所から領家へ控えとして提出されたものであろう。内容は多配郷のうち香川郡１条13里３坪の土居田２反と同畠半(180歩)についての課役免除を認めたものである。この田畠については土居（屋敷地）ということでもともと課役を免除していたが，今後は今吉名の内として免除するということであろう。

⑥号文書は，本文４行目に「□へのくもん」(□配の公文)，10行目に「しろみねせに」(白峯銭か)と見えることから，多配郷関係の文書と推定される。②号文書によれば，兼尚と重光の争いに際し，重光が住宅を破壊して追捕を行い，苅田狼藉に及んだこと，兼尚は守護所に訴え出たことが知られるが，文中にその事件に関わるとみられる記事がある。

⑦号文書は，心覚という者が白峯寺の僧侶で故馬入道の師であったものが訴訟のため上洛するに際し多配郷の預所に身元を保障した挙状（推薦状）である。

以上の検討にもとづいて，鎌倉時代後期の多配郷の領有関係をまとめれば以下のようになろう。

多配郷は，鎌倉時代後半も公領として存続していたが，分国主後宇多上皇より別納の郷として院近臣中御門為方へ給付され相伝知行が保障された。為方ないし中御門家は多配郷に対しては領家の位置に立ち，現地に預所を置いて荘務を取らせるとともに公文職をめぐる争いなどに際してはみずから領主裁判権を行使していた。多配郷の現地では源兼尚と重光，ついで重光と西阿との間で公文職をめぐる争いが続き，重光による実力行使が行われ，守護所の介入を招くなど在地の領主権は不安定な状態にあった。なお，兼尚が幕府御家人であったこと，幕府補任地頭が存在したことなどが確認される。

# 写 真 図 版

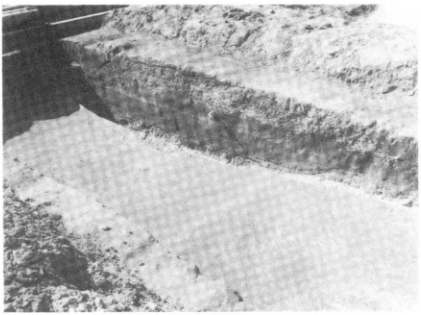

1　南海道調査区第１トレンチ全景

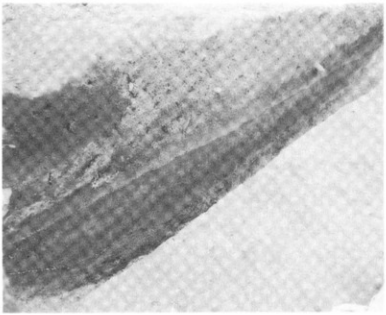

2　南海道調査区第１トレンチ土層

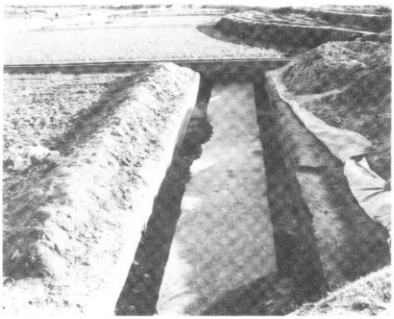

１　南海道調査区第２トレンチ全景

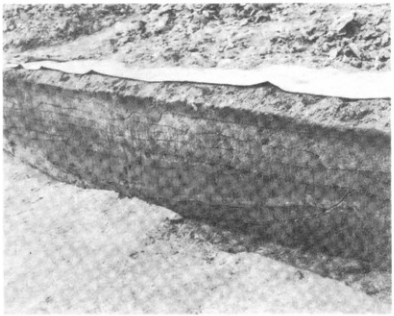

２　南海道調査区第２トレンチ土層（北半）

1　南海道調査区第2トレンチ土層（南半）

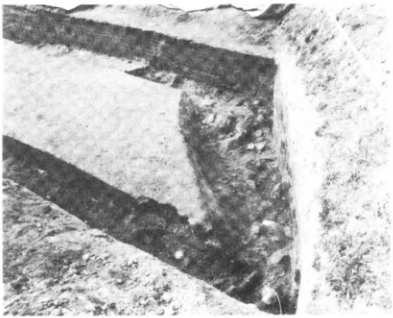

2　溝状遺構完掘全景

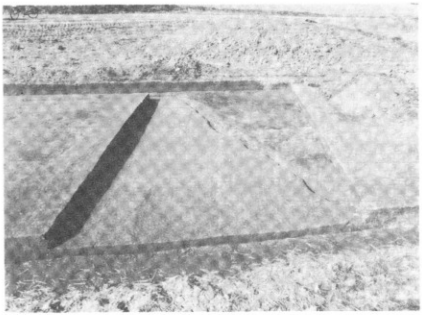

1　山田香川郡界線調査区完掘全景

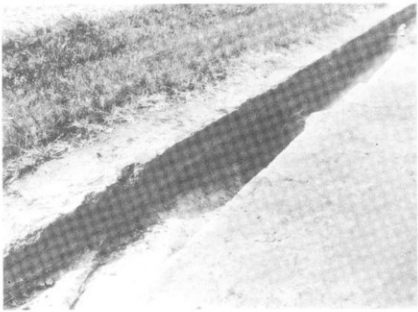

2　山田香川郡界線調査区土層図（SD01付近）

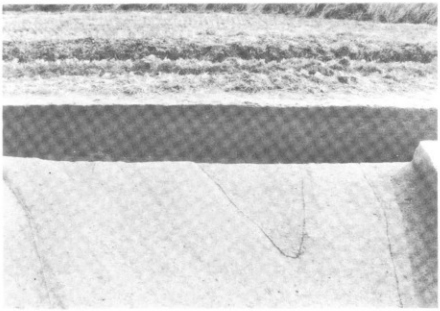

1　山田香川郡界線調査区土層図（畦畔断面）

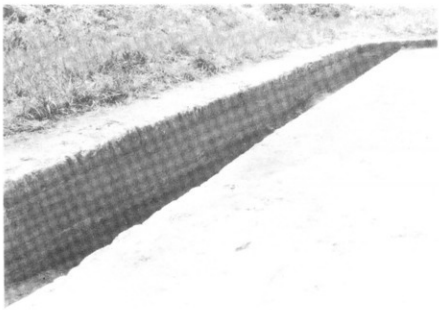

2　山田香川郡界線調査区土層図（SD03）

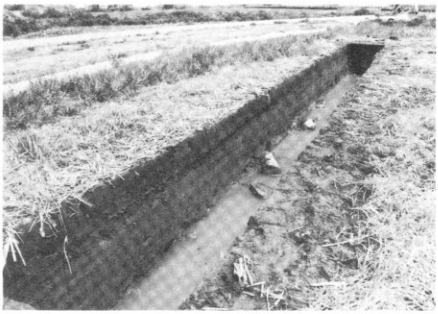

1　山田香川郡界線調査区確認トレンチ全景

# 報告書抄録

| | |
|---|---|
| ふりがな | ぐふくじりょうさぬきのくにやまだぐんでんず |
| 書名 | 弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報 |
| 副書名 | 第2次弘福寺領田図調査事業に伴う調査概要 |
| 巻次 | Ⅱ |
| シリーズ名 | 高松市埋蔵文化財調査報告 |
| シリーズ番号 | 第33集 |
| 編集者名 | 山本 英之 |
| 編集機関 | 高松市教育委員会 |
| 所在地 | 〒760 高松市番町一丁目8－15 TEL 0878（39）2636 |
| 発行年月日 | 平成9年3月 |

| ふりがな<br>所収遺跡名 | ふりがな<br>所在地 | コード<br>市町村 | コード<br>遺跡番号 | 北緯 | 東経 | 調査期間 | 調査面積 | 調査原因 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| なんかいどう<br>南海道<br>すいていち<br>推定地<br>いせき<br>遺跡<br>他 | たかまつし<br>高松市<br>みたにちょう<br>三谷町<br>1060他 | 37201 | | 34°<br>16′<br>33″ | 134°<br>4′<br>24″ | H7.12.4<br>〃<br>H8.3.31 | 270㎡ | 学術調査 |

| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | 主な遺物 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 南海道<br>推定地遺跡<br>他 | 条里遺構<br>官道遺構 | 古代<br>中世<br>近世 | 中世溝状遺構<br>古代道路遺構<br>近世畦畔遺構<br>他 | 弥生土器・<br>須恵器片等<br>1箱 | |

# 高松平野条里遺構分布図 (1)

凡 例
古代
中世
近世以降
時期不明

遺跡番号および遺構番号は本文第Ⅱ部第１章第１節の条里遺構地名表と対応する

1:10,000
0 1km

この地図は香川県国土基本図（建設省国土地理院長承認 昭49．総復第619号）を基図として作成したものである。

高松市教育委員会

# 高松平野条里遺構分布図 (2)

凡例　古代　中世　近世以降　時期不明

遺跡番号および遺構番号は本文第Ⅱ部第1章第1節の条里遺構地名表と対応する

0　1：10,000　1km

この地図は香川県国土基本図（建設省国土地理院長承認昭49.総復第619号）を基図として作成したものである。

高松市教育委員会

# 高松平野条里遺構分布図 (3)

凡 例
古代
中世
近世以降
時期不明
遺跡番号および遺構番号は本文第Ⅱ部第１章第１節の条里遺構地名表と対応する

0 1:10,000 1km

この地図は香川県国土基本図（建設省国土地理院長承認 昭49. 総復第619号）を基図として作成したものである。

高松市教育委員会

# 高松平野条里遺構分布図 (4)

凡 例
古代 ———
中世 - - - - - -
近世以降 ———
時期不明 - - - - - -
遺跡番号および遺構番号は本文第Ⅱ部第１章第１節の条里遺構地名表と対応する

0 1:10,000 1km

この地図は香川県国土基本図（建設省国土地理院長承認 昭49．総復第619号）を基図として作成したものである。

高松市教育委員会

弘福寺領讃岐国山田郡田図
関係遺跡　発掘調査概報Ⅱ
平成９年３月発行
監　　修　弘福寺領讃岐国
山田郡田図調査委員会
編集・発行　高松市教育委員会
印　　刷　南河端商会

弘福寺領讃岐
3120003252